

平成 19 年 第 2 回

# 高森町議会 6 月定例会会議録

平成 19 年 6 月 20 日 開会

平成 19 年 6 月 28 日 閉会



高 森 町 議 会

6 月 2 0 日 (水)

(第 1 日)

## 平成19年第2回高森町議会定例会（第1号）

平成19年6月20日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

3番 田上 更生君

4番 甲斐 直三君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（9日間）

自 平成19年6月20日

至 平成19年6月28日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月20日（水）	本会議	提案・説明・質疑・付託
6月21日（木）	休 会	各委員会
6月22日（金）	〃	各委員会
6月23日（土）	〃	
6月24日（日）	〃	
6月25日（月）	〃	各委員会
6月26日（火）	〃	各委員会
6月27日（水）	本会議	一般質問
6月28日（木）	〃	討論・採決

日程第 3 報告第 2号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

日程第 4 同意第 3号 高森町固定資産評価員の選任について

日程第 5 議案第29号 財産の無償譲渡について

- 日程第 6 議案第 30 号 高森町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 31 号 高森町土地開発基金条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 32 号 高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 33 号 高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 34 号 高森町身体障害者福祉年金支給に関する条例の廃止について
- 日程第 11 議案第 35 号 平成 19 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 36 号 平成 19 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 37 号 平成 19 年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 38 号 平成 19 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 39 号 平成 19 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 40 号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 17 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 立山広滋君 | 2 番  | 森田勝君  |
| 3 番 | 田上更生君 | 4 番  | 甲斐直三君 |
| 5 番 | 甲斐廣國君 | 6 番  | 後藤和昭君 |
| 7 番 | 甲斐正一君 | 8 番  | 相馬俊行君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

- |      |        |        |       |
|------|--------|--------|-------|
| 町長   | 藤本正一君  | 教育長    | 渡邊哲郎君 |
| 総務課長 | 岩下健治君  | 住民福祉課長 | 佐伯秀和君 |
| 税務課長 | 桐原一紀君  | 産業観光課長 | 後藤正三君 |
| 建設課長 | 瀬井公吉郎君 | 会計課長   | 佐伯実範君 |

教育委員会事務局長	色見隆夫君	総務課長補佐	村上源喜君
住民福祉課長補佐	長尾和博君	税務課長補佐	後藤秀希君
産業観光課長補佐	甲斐敏文君	建設課長補佐	後藤和幸君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局係長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） お待たせをいたしました。会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 皆さん、おはようございます。

梅雨空の下に、本日、ここに、第2回議会定例会が開催されることに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、何かと公私ご多忙の折りに、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、先の臨時議会の時、申し上げましたように、ここで町政運営に対する私の所信の一端と、主な政策課題についての基本的な考え方を申し述べ、議員各位にご了解をいただきたいと存じます。

現在の本町は、三位一体改革以降、財政的にも年々厳しくなる状況が続いております。この状況を打開すべき、職員自ら率先して進めてまいりました行政機構の改革として、6月1日付けで、職員の人事異動を実施したところでございます。職員におかれましては、全員の意に添うことができず、大変な痛みをおかけし、大変申し訳なく思っているところでございますが、私が申し上げてきましたように、高森町に合った、高森町独自の機構改革であると確信をいたしているところでございます。職員におかれましては、今後とも住民福祉の向上にがんばっていただきたいと思っております。

最近、格差社会、または、地域格差という言葉が表しておりますように、地方を取り巻く状況は、一段と厳しさを増しており、年金に関する問題等、情報化・国際化と呼ばれる一方で、毎日の暮らしや未来の社会に不安を抱かれる方々も大変多くなっているものと思っております。本格的な少子高齢化の到来は、ますます、その進展の度合いを強めてまいりますし、町民の現在と未来が光に満ちあふれたものであるためには、将来の高森町はどうあるべきか、将来のために何をすべきかという町民の視点に立った町民のための町政、ここに民間の手法を取り入れた町民・自然・行政の一体化によりますやさしいまちづくりの柱の一つ一つ政策を大切に、確実に、実行し、今日を新たな明るい高森、未来、そして、飛躍、創造の時と位置づけ、町政に邁進をしてみたいと思っております。

もっとわかりやすく申し伝えますならば、3つの視点と8つの行動の一部をお話を申し上げたいと思っております。

まず、7,500人強の町民、そして、この雄大な大自然、新世紀を迎えた新しい町政、この3本の柱の一本化によりますやさしいまちづくりを目指してまいります。具体的には、高森町を支える人・自然・行政、この3つの柱を機軸として、共存させることが大きな課題であります。このどれ一つをとりましたが、高森町ならではの誇りある宝物であり、欠かすことのできない未来永劫の財産でもございます。何よりもまちづくりの基本として、この3本の柱の一本化が、高森町の繁栄を力強くバックアップするものと考えております。

2番目に、次世代につなげる明るい未来あるまちづくりでございます。今、第2期の地方分権改革が本格的にスタートしました。地方分権改革の目標は、国が決めて、地方が従うという中央集権システムからの転換を図ることで、高齢者や障害者の福祉、子どもの教育、まちづくりなど、人々の暮らしを支える公共サービスに関する地方の役割を拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することでございます。これからの地方の知恵と工夫によります地域の特色を出すことが求められており、このことは、地域の実情や地域の声に基づく、地域独自の政策が行われるような行政のシステムをつくっていくことでございます。子どもから老人、老若男女の町民すべての意見を取り入れたまちづくりの集大成といたします。1期目の就任以来、申し上げてきましたが、町民一人一人が町の株主となる、株式会社高森町の更なる構築でございます。

3番目に、生活環境・地域産業を充実させる安心で豊かなまちづくりでございます。町の豊かな水と緑、そこに育まれる美しい自然を守りつつ、安全で豊かな生活環境をつくり、農林業・商工業の振興を図るなど、総括的に地域産業の活性化を促進いたしてまいります。また、誘致企業の増設等によります若者の雇用の確保、町民一人一人の人権が尊重される夢と希望のもてる町土の均衡ある発展に努め、さらに、地域の特性を生かしながら、職住遊学の生活機能を総合的に整備し、心豊かなふるさと阿蘇高森をつくり上げてまいりたいと思います。

以上、3項目を申し上げましたが、これは、まず、町民の皆様の視点で、そして、私の就任当初からの目指しております新高森構想でございます。

政策的には、まず、農林業の振興策として、意欲と能力のある担い手の育成・確保のための効率的・安定的な農業経営を目指す認定農業者などを対象に、法人化を進めてまいり、更に、肥後むらさきなど、付加価値を付けた地産地消商品の開発で、持続的な活性化を図ります。また、森林の果たす役割は非常に大きく、水源の涵養や山地災害等の防止機能など、環境資源と豊かな自然を守るため、くまもとの

森間伐材利用推進事業をはじめ、高齢級間伐促進事業を推進してまいりたいと思います。

続きまして、商工業の振興についてでございますが、高森町観光交流センターを核として、商店街の活性化を図るため、引き続き、中心市街地活性化事業を展開してまいります。合わせて、高森町工業団地内の操業をいたしております誘致企業が年内にも増設に着工の運びとなっております。40名から50名程度の雇用確保が見込まれております。若者の定住化と町の活性化を図るために、積極的に工業の振興に協力をし、また、振興を図ってまいります。

3番目に、現在、本町におきます4,000人余りの女性の方がいらっしゃいますが、積極的な社会進出を具体的に支援するため、安心して子育てができる環境づくりということで、延長保育・学童保育などに取り組み、女性の就業機会の確保に努め、男女共同参画社会・少子化社会といった社会構造の変化に対応してまいります。核家族化や過疎化などによります地域に配慮した福祉行政という面で、住民の多忙なニーズに対応して、質の良い住宅整備、または高齢化社会を支える住環境の整備を図りながら、民間の賃貸住宅との協調を考えながら、より地域社会に貢献する安心・安全な住宅施策を推進するため、団地の機能向上を目的としたストック改善事業を実施いたします。高齢化率が極端に高い集落におきましては、無医地区でもあることから、拠点地になります地域に一時避難や見守り、あるいは、介護予防指導、保健指導が集団でできるような施設、いわゆる生活ハウス等の施設整備について、福祉空間整備交付金並びに地域介護・福祉空間推進交付金によります事業採択について、厚生省に出向き、要望をいたしてきたところでもございますし、担当課長へ、そのように指示をいたしているところでもございます。この実現に向けて、努力してまいりたいと思います。

また、社会教育施設、生涯学習施設で、本年度から2カ年にわたります草部南部地区に、地域住民コミュニティの場となる施設を建設し、子育て支援や高齢者の生きがいがいづくりにつなげてまいりたいと思います。

最後に、視点の3つに掲げました生活環境、地域産業を充実させる安心で、豊かなまちづくりにつきましては、町民の安全で清涼な飲料水の供給・確保を図るため、現在、施工中の野尻地区簡易水道施設に引き続き、今年度から草部地区簡易水道施設の改良工事に着手をいたします。

観光の推進といたしましては、湧水トンネル公園をはじめ、千本桜、朋遊館などといった既存の施設を機軸に、基盤整備をはじめ、観光誘致を図ります。観光ルー



トにつきましては、本町のみにとどまらず、広域的な取り組みが必要となっております。これを結ぶ線と点の関係からも、また、熊本・大分・宮崎を結ぶ最短ルートとして、仮称の日の尾峠線の改良、改修工事は、必要不可欠なものと考えております。今後とも、国・県をはじめ、関係機関に強力な働きかけをし、実現に向けてまいりたいと思います。

また、新幹線の開通に伴いました南阿蘇鉄道によりますDMVの導入を推進してまいります。

以上、私の所信の一端を簡単に述べましたが、開かれた高森町政をモットーに、ふるさと阿蘇高森を日本のブランドにすることが、私の長としての仕事だと思っております。

幸いにいたしまして、清新はつらつなる議員各位をお迎えできましたことは、各般の事業遂行上、非常に強力さを覚えておるところでございます。どうか、ご協力をいただきますように、重ねてお願いを申し上げますところでございます。

また、今定例議会におきましては、報告1件、同意案件1件、条例5件、予算5件、財産の譲渡案件1件、合わせて13件のご審議をお願いを申し上げますが、何とぞよろしくご審議をいただきまして、決定を賜りますよう、お願いを申し上げ、あいさつといたします。よろしくをお願い申し上げます。

-----○-----

- 議長（三森義高君） 次に、6月1日付け、職員の人事異動に伴い、執行部から自己紹介をしていただきます。自席から順番にお願いいたします。
- 総務課長（岩下健治君） おはようございます。総務課長を拝命いたしております岩下健治でございます。どうぞよろしく願いをいたします。
- 住民福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。住民福祉課長を拝命いたしております佐伯秀和でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。
- 教育委員会事務局長（色見隆夫君） おはようございます。教育委員会事務局長を仰せつかっております色見隆夫です。どうぞよろしく願い申し上げます。
- 総務課長補佐（村上源喜君） 総務課長補佐を仰せつかっております村上でございます。よろしく願いいたします。
- 住民福祉課長補佐（長尾和博君） 住民福祉課長補佐を仰せつかっております長尾でございます。よろしく願いいたします。
- 建設課長（瀬井公吉郎君） おはようございます。建設課長を拝命しております瀬井公吉郎です。よろしく願いいたします。

- 産業観光課長（後藤正三君） おはようございます。産業観光課長を仰せつかっております後藤です。よろしくお願いいたします。
- 税務課長（桐原一紀君） おはようございます。税務課長を仰せつかっております桐原一紀でございます。よろしくお願いいたします。
- 会計課長（佐伯実範君） 会計課長を仰せつかっております佐伯実範でございます。よろしくお願いいたします。
- 建設課長補佐（後藤和幸君） おはようございます。建設課長補佐の後藤和幸でございます。よろしくお願いいたします。
- 産業観光課長補佐（甲斐敏文君） 産業観光課長補佐の甲斐敏文です。よろしくお願いいたします。
- 税務課長補佐（後藤秀希君） 税務課長補佐の後藤秀希です。よろしくお願いいたします。

-----○-----

- 議長（三森義高君） どうも、ありがとうございました。  
ただいまから、平成19年第2回高森町議会定例会を開会いたします。  
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（三森義高君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番 田上更生君、4番 甲斐直三君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（三森義高君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。  
会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐廣國君。自席からお願いいたします。
- 議会運営委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。  
議会運営委員会に付託されました平成19年第2回高森町議会定例会の会期については、本日6月20日から6月28日までの9日間と決定しております。以上、報告いたします。
- 議長（三森義高君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日6月20日から6月28までの9日間と決定しました。

-----○-----

**日程第3 報告第2号 繰越明許費の繰越計算書について**

- 議長（三森義高君） 日程第3 報告第2号、繰越明許費の繰越計算書についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

- 住民福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。

報告第2号で報告させていただきます繰越明許費に係る繰越計算書について、ご説明を申し上げます。

平成18年度におきまして、国の医療制度改革がなされ、年金より徴収されます介護保険料と、平成20年度より創設されます後期高齢保険料との徴収順位につきまして、システム開発をすることとなっておりますが、未だ、詳細が判明をいたしておりませんので、着手ができていない状況でございます。

したがって、18年度予算全額を19年度に繰り越し、引き続き、システム開発に取り組むものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

- 議長（三森義高君） 本件は、報告事項であります。質問があれば発言を許します。質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質問なしと認めます。

以上で、報告第2号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については終了いたします。

-----○-----

**日程第4 同意第3号 高森町固定資産評価員の選任について**

- 議長（三森義高君） 日程第4 同意第3号、高森町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

- 町長（藤本正一君） 同意第3号、高森町固定資産評価員の選任について、提案説明を申し上げます。

6月1日に実施いたしました機構改革により人事異動に伴いまして、固定資

産評価員でございました前任の甲斐末久氏の職を解き、後任の税務課長でござい  
ます高森町大字高森1356番地の6、桐原一紀氏を固定資産評価員として、選任  
いたすものでございます。

地方税法第404条第2項の規定によりまして、選任同意を求めるものでござ  
いますので、ご審議の上、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、提案  
説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行いま  
す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号について採決いたします。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、高森町固定資  
産評価員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第29号 財産の無償譲渡について

○議長（三森義高君） 日程第5 議案第29号、財産の無償譲渡についてを議題とい  
たします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

議案第29号、財産の無償譲渡について、提案説明をいたします。

今回、無償譲渡いたします建物は、平成18年第3回議会定例会におきまして、  
廃止の議決がなされました上色見生涯学習センターの研修棟、旧校舎でございま  
して、建物の所在は、高森町大字上色見字中原1390番地3で、種別及び数量につ  
きましては、木造平屋建て1棟809平方メートルでございます。

譲渡の相手方は、高森町大字上色見1390番地1、NPO法人阿蘇フォークス  
スクール理事長、山田良典氏でございます。

なお、将来にわたります懸念事項につきましては、契約締結時において、連帯保

証人を立てることといたしておりますことを付け加えまして、説明といたします。

どうか、慎重ご審議をいただきまして、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番 後藤です。

統一地方選によります新議員さん3名おられますが、今までの経緯等が、十分な説明をなされていないというように見受けますので、新議員さんのためにも、今までの経緯、文教厚生から、要するに、総務課、この以上、状況、説明方をよろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 私、文教厚生委員会の方には出席をいたしておりませんが、その後、総務課の方で引き継ぎました以降の経緯につきまして、ご説明を申し上げます。

先ほど、申し上げましたように、平成18年の第3回、9月の定例議会におきまして、上色見生涯学習センターの研修棟、いわゆる旧校舎の部分でございます。これを教育財産を廃止がなされまして、総務課の財産管理係の方に引き継がれたところでございます。その時の教育委員会からの町長宛の文書の付記といたしまして、9月定例議会文教厚生委員会において、譲渡した建物の処理、使用終了後の取り壊し等について、慎重に契約締結するよう、意見があったので申し添えますという付記が付いております。

これは、何かと言いますと、法人等に譲渡した場合、仮に、その法人等が解散等をされた場合には、法人との契約でございますので、個人とではありませんので、その法人がなくなれば、当然、相手方がなくなるということでございます。そういうことから、これを解決するために、当然、私達も法的なことも調べさせていただきましたし、弁護士の方とも相談をいたしております。

さっき、後で付け加え、説明いたしましたように、当然、法人が相手ですので、個人の連帯保証人をとるということでないと、将来にわたって、懸念事項が発生するというようなことで、まずは、うちの方は、NPO法人の代表と話し合いをいたしました時に、連帯保証人を付けていただきたいということで、その時、何名でしょうかということでしたので、理事さんが8名おられるということでもございました。その後、話し合いをやっております中で、理事さんとか、構成委員さんの中に

は、町外の方もいらっしゃる。うちの方は、連帯保証人さんですので、町内であろうと、町外であろうと、関係ないということで、4回ほどお話し合いを続けてまいりました。その結果、今議会に是非、昨年からの事項でございますので、9月に総務課の方に引き継ぎまして、延び延びとなっておりますので、やっと保証人さんが4名ほどできたということでございますので、町長の方と協議しまして、では、取り壊しの費用等を勘案した時に、4名で大丈夫であろうという判断をいたしまして、今回の議案の提出となっております。

以上が総務課に来ましてからの経緯でございます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 総務課長の説明を受けましたが、要するに、今までの委員会の中では、非常に、これは慎重を期する問題じゃないかというような意見が、このメモの中にあるわけですね、委員会のメモが。要するに、これはどうせ、総務委員会の中で慎重に審議してもらうわけでございますが、各地に点在しております、例えば、草部北部辺りの自然学校、ああいうところと、もう将来にわたってのやっぱり追随、そういう形で、上色見と全く同等の取り扱いをしていくのかどうか、それから、保証人が7人とか、4名とか、それは、要するに、法的な措置を踏んだ上でのことだとは思いますが、要するに、無償譲渡に保証人がおるというのは、おかしいんじゃないかと、私は解釈ではそういうふう感じております。保証人を付けた無償譲渡などあり得ないと思います。その点について、説明をお願いいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 当然、弁護士とも相談をしておりますし、法的なものは、私達は契約条項も示しておりますし、譲渡につきましては、他の施設とは違っていて、教育財産を無償譲渡するために廃止するという議決内容でございますので、うちの方は、教育財産が普通財産に引き継がれてからの管理で、部門でございますので、その以前のことにしましては、それぞれその委員会で結論を出されたものというふうに考えております。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 非常に、今後の問題、将来にわたってとって総務課長が言われましたが、他の地域で、何か所もありますね、こういうところは、追随できるようなことができるのかどうか、果たして、それも保証人を付けながら使用できるような形にするのかどうか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） ただいまも申し上げましたように、文教厚生委員会に諮られて、第3回の昨年の定例議会にかかったということですので、それまでに無償譲渡するのか、そのまま引き継ぐのか、取り壊しをされるのかという決定事項につきましては、その時、当然、論議があったものとして、うちは教育財産を行政財産に引き継いだということですので、先ほども申し上げましたように、私達の財産管理係に来た時は、管理部門だということに考えておりますので、その以前につきましては、どうするかということは、私どもの総務部門のお話ではないような気がいたしますので、教育委員会の方からご答弁をお願いいたします。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） おはようございます。

今の内容につきましてですが、このNPO法人阿蘇フォークスクールの方から、上色見小学校の跡地を活用して、地域活性化を図りたいというふうに、譲渡の申請がなされました。それによりまして、一応、地元の方々とも協議をさせていただきまして、必要な分の面積を測らせていただき、その分を教育財産から外すという形で協議を進めさせていただきました。

教育委員会の中におきましても、いろいろ話をしまして、学校財産として活用が、今後はないだろうと、そういった形であれば、教育財産から外して、一般財産の方に移した方がベターじゃないかというお話でございまして、それで、文教厚生委員会の方にお諮りをし、ご決定をいただいた次第でございます。

文教厚生委員会の中では、いろいろご協議をいただきまして、やはり、そういった建物を譲渡するのであれば、後々、もし、誰も使わなくなった時、一番迷惑をするのが、地域の方々じゃないかと、であれば、やはり、そういった問題を解消するためには、それ相当の条件を付けておいた方がいいんじゃないだろうかというご意見でございました。それを条件がいろいろ出されました分を付けて、総務の方をお願いをしたところでございます。

以上が経緯でございます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 詳細に委員会の内容のメモはここにありますが、委員会の中で、慎重に審議されたということでございますが、新しい議員さん10名、この中で、総務委員会付託でございますが、議案として上げました以上は、議員の各位に、総務委員会さんの方で、慎重にいろんな方向性を探りながら、検討していただ

きたいと思います。私の質問を終わります。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） おはようございます。

関連の質問をさせていただきたいと思います。NPO法人と言いますが、現在、どのような人達が、どのような目的、あるいは、どのような活動をなされているのか、ご報告いただきたいと思います。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） たぶん、皆さんもご存知だと思いますけども、昨年、南阿蘇を一带とした南阿蘇絵本の国というのを、本年もやっております。地域に根ざした木工教室、ガラス工芸、革細工、それぞれ教室を開かれて、これは、夏休み期間中とか、そういう時にもそういう教室をそれぞれが開かれまして、子ども達を地域で育てると言いますか、そういうふうな活動をなされております。

当然、この非営利団体でございますけれども、そういうやつをする時にも、1人当たりいくらというようなことで、参加料も取られておるように聞いておりますし、校舎につきましては、以前から議会の方でもいろいろ論議されまして、老朽校舎ということで、町にも改修を早急にしてほしいと、そういう中におきまして、いわゆる学校の統廃合の問題が起きて、一番、場所の中でも老朽校舎の一番だというような校舎でございます。

私達も無償譲渡というものを考える時に、扱って、相手方に無償譲渡するというような考え方は持っておりません。老朽校舎ですので、取り壊すというのが、普通、財産管理係に来た時には、まず、第1点目に考えることでございますけれども、これも予算的な面で、また、今度、今回の予算でもお願いしておりますように、1カ所からでも取り壊しをやっていきたいということで、NPO法人さんといったしましては、非常に子どもを対象とした遊びとか、伝統芸能、それに、切り干し大根とか、ああいうやつの生産まで、活動をされておるようでございます。

以上です。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 今、ご説明ありましたけれども、地域興し、地域の活性化を目的としたものであれば、営利団体でない法人というようなことであれば、もう少し、柔軟な対応なりができないのだろうかというふうに、私達も思いますし、老朽校舎と言いましても、類似するような、同じ施設が町内に複数ございます。その中で、やはり、先ほど、6番議員さんもお質問されましたけれども、そういう事案



というのが、これから次々出てくるのではなかろうか、その可能性もあるというふうに思われますが、全く、そういう地域興しを目的とするようなことであれば、施設の管理なり、あるいは、環境の整備を責任持ってやっていただく、そういう形の中で、ある程度、そういう柔軟な対応はできないのでしょうか。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 先ほども申しあげましたように、とにかく、相手方から譲渡の申し込みがあったということでございます。他の校舎等につきましては、第三者からの申し込みはあっておりません。当然、生涯学習センターで残った分もありますし、普通財産になった部分につきましては、当然、取り壊しを第1点目として考えておるということでございますが、先ほど、申しあげたように、財政的余裕がありませんので、今議会に、予算でも提案しておりますように、危険なところから1カ所でもやっていきたいというふうに考えておりますし、これが、無償譲渡の申し入れがないのに、また、その無償譲渡を誰かにしませんかというようなことは、うちの方からは申し入れはやっておりません。あとのそういう地域興し等につきます助成方につきましては、いろんな補助金等の対応は可能かと思っておりますけれども、非営利団体で今のところ運営をやっておられるし、そういう補助の申請も、私どもの方には上がってきていないというのが、現状でございます。

○議長（三森義高君） 他にありませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） おはようございます。

私も新人議員ということで、質問させていただきます。

現在、上色見校あそびこスクールのことで、議論があつてはいますけど、町としての考えも、今、少しは聞いたと思っております。今後、このようなNPO法人で、学校を使ったり、今、ああいった建物を使って、取り組んでいくという人材がいみった場合、町として、こういうふうな形で、何か聞いていると、全部、芽摘みしていくような形に私は、とらえるわけでございます。せっかく活性化のために、また、今、話を聞いてみますと、子どものために活動しておられるということでございます。こういう芽を摘んだら、今後の町の活性化はないと考えていますが、意見をお聞かせください。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） まず、校舎を利用した子どもの、青少年の育成といえますか、そういうものにつきまして、今後、NPO法人等が更にそういう活動をされるというようなお話、今のところ聞いてもおりませんし、当然、そう使用される場合

は、生涯学習センターであれ、行政財産であれ、使用条例があります。料金をいただいております。行政財産の使用、土地・建物につきましても、使用条例がちゃんとつくってあるということですので、それに基づいた使用料をいただくというのが、私達の考え方でございます。

無償の対象になるということであれば、そういう計画書を私どもの方に上げられて、助成なり、また、青少年の育成であれば、青少年町民育成会議もございまして、他の活性化の補助金等も流しておりますし、そういう団体さんとも、お互いが連携されて、やっつけていられる方が、個別に補助金を、それぞれの団体にそれぞれ出していくというよりも、活性化は図れるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（三森義高君） 他にありませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

今、説明がありましたけど、私も総務委員ということで、今後、この議題は検討、一生懸命していかにならんと思っています。現在、総務課長がおっしゃいましたように、料金をいただいております。現在、どのくらいの料金を徴収されているのか。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 建物につきましては、木造の場合、1㎡、確か10円だったと思います。800㎡ですので、8,000円ということになります。月がですね、あとは日割計算をするということです。確か、鉄筋コンクリートで20円だったと思います。今回の南阿蘇絵本の国につきましても、期間中から月末まで、当然、使用料としていただいております。1万2,000円～1万3,000円だったと、の歳入になっております。

○議長（三森義高君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 6 議案第 30 号 高森町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について

○議長（三森義高君） 日程第 6 議案第 30 号、高森町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第 30 号で提案いたしております高森町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この条例は、県の助成事業の実施に伴い、現在の母子家庭医療費助成に関する条例に、20歳未満の児童を扶養しております父を加え、母子・父子家庭に対し、医療費を助成するために、条例を新たに制定するものでございます。

ご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号は、文教厚生常任委員会に付託すること決定いたしました。

-----○-----

日程第 7 議案第 31 号 高森町土地開発基金条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第 7 議案第 31 号、高森町土地開発基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 議案第 31 号、高森町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をいたします。

本条例は、公用、もしくは公共用に供する土地、または、公共の利益のために必要のある土地を取得するための基金として、平成 3 年に制定されましたが、基金の処分に関する規定がないため、今後、その活用に当たり、支障が生じることから、基金の処分に係る条文規定を加える一部改正を行うものであります。

新旧対照表を見ていただきますと、その処分に係る分の改正をいたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議賜り、ご決定いただきますよう、お願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第32号 高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第8 議案第32号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第32号で提案いたしました高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

この条例は、77歳・88歳、及び100歳の節目をお迎えになられました方以外で、75歳以上の高齢者の方にお祝い金としまして、5,000円を差し上げておりましたところでございますが、本議会の冒頭、町長の方からお話を申し上げましたように、高齢者対策は喫緊の状況にありますことから、これらの予算をより有効に活用し、対策を早急に講じるよう指示をいただいているところでございます。

ちなみに、現在、郡内におきましては、全員を対象として支給をされているところはございません。また、敬老会や節目をお迎えになる方々に対するお祝い金等の贈呈は、引き続き、継続することといたしております。

ご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 75歳から5,000円ずつあげとった、要するに、敬老者の

人達ですね、77歳まで、その金額が大体どのぐらい町からあげておられましたか。お祝い金ですね。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 75歳以上の方ですから、高齢者の方が65歳以上の方を高齢者と申しますが、75歳以上の後期高齢者の方、75歳以上ですね、現在、手元の数字でいきますと、1,071名の方が該当されるかと思えます。金額にしますと569万円ほどになるかと思えます。以上でございます。

○議長（三森義高君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、文教厚生常任委員会に付託すること決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第33号 高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第9 議案第33号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） それでは、提案理由の説明に入ります前に、大変恐れ入りますが、そちらに新旧対照表が付けてあるかと思えますが、そのご訂正方について、お願いを申し上げます。最後のページでございますけれども、カタカナのイで、「第70号」となっておりますが、これを「70条」にそれぞれご訂正方をお願いを申し上げます。

それでは、議案第33号で提案いたしました高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。

この改正は、県条例の改正に伴いまして、改正するものでございます。

内容は、心身の重度の障害をお持ちの方が、医療費をお使いになられた場合、住所地の自治体で認定し、負担するものでございます。今は、住所地特例に従い、従

前の住所地の自治体で負担いたしておりましたが、本年7月より、ただいまご説明申し上げましたように、改正することとなりました。

また、70条のイで規定されておりました療養介護医療の括弧書きの進行性筋萎縮症者に限るというのを削除するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、文教厚生常任委員会に付託すること決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第10 議案第34号 高森町身体障害者福祉年金支給に関する条例の廃止について

○議長（三森義高君） 日程第10 議案第34号、高森町身体障害者福祉年金支給に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第34号で提案いたしました高森町身体障害者福祉年金支給に関する条例の廃止につきまして、ご説明を申し上げます。

この条例は、身体に障害をお持ちの方が任意の団体を結成され、活動されるため、会費の一部にと支給が始まったものでございますが、加入者数や会費徴収が思うに任せず、団体活動が停滞気味でありますことから、この際、個人給付を廃止し、団体の活動促進が図られるよう、活動費を増額助成することにしたものでございます。

このことも、先ほど、敬老祝金給付に関する条例改正の提案でご説明申し上げましたように、郡内の町村ではほとんど廃止をされておりますので、申し添えさせていただきます。

ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、文教厚生常任委員会に付託すること決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第11 議案第35号 平成19年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第11 議案第35号、平成19年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第35号で提案いたしました平成19年度高森町一般会計補正予算案について、提案説明を申し上げます。

今回の補正は、町長・町議選が執行されたため、骨格予算として編成されておりました本年度予算に肉付けをする補正でございます。

内容は、既定の予算に3億2,445万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出予算それぞれ37億5,245万8,000円とするものでございます。

今回の補正予算編成に当たりましては、広報誌を通じて、皆様にお伝えいたしましたように、年々厳しさを増す財政状況を反映した予算として、編成をいたしました。また、事業・制度の見直しを含めた改革を行い、予算に組み込んでいるところでございます。

まず、6ページの第2表、地方債の補正は、町道整備をはじめとした事業の財源に充てるため、地方債の追加補正であります。今回、2億1,160万円を追加いたします。

それでは、歳入の主なものをご説明を申し上げます。

9ページの地方交付税は、762万円を計上いたしました。

土木費の国庫支出金は、地方道路臨時整備事業交付金2,475万円は、道路整備に関して、55%が交付されるものでございます。今年度は、色見環状線と南片山線に交付されることとなっております。また、コミュニティ施設整備交付金は、平成20年度に実質整備予定の草部コミュニティセンター建設の設計等に財源として受け入れるものでございます。

10ページの農林水産事業費県補助金は、くまもとの森間伐材利用推進事業に係る補助金1,150万円を計上いたしました。

総務費県委託金669万3,000円は、衆議院議員補欠選挙に係る委託金でございます。

11ページの基金繰入金は、財政調整基金から5,000万円を、土地開発基金から542万円を繰り入れるものです。

また、町債2億1,160万円は、中の瀬地区農道整備事業、湧水トンネル公園駐車場用地購入、町道整備事業、草部コミュニティセンター建設事業に係る財源として計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

12ページの一般管理費は、本年度が町村合併50周年に当たることから、記念行事実施に係る費用を計上いたしました。

13ページの財産管理費は、学校統合後、そのままであり、防犯・防災上、危険であります旧野尻中学校解体に係る費用を計上いたしております。なお、他の施設につきましても、順次、解体をしていくことといたしております。

企画費は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、本町の誘致企業でございます青山製作所様からご寄付をいただきました150万円を原資として、環境に配慮したまちづくりを進めることとし、住宅用太陽光発電システムを設置される際に、補助をするものでございます。環境に対する啓発的補助金としております。なお、1基当たり、最高額16万円となっております。

また、地域づくり対策事業費は、引き続き、まちづくりのリーダーを育て今後の地域活性化を図るために、所要の経費を計上いたしております。

14ページの衆議院議員補欠選挙は、欠員となっております衆議院議員を選出するための補欠選挙であり、予定といたしましては、7月22日執行予定となっております。

16ページの社会福祉総務費は、金婚夫婦表彰をはじめ敬老会開催に伴う経費を計上いたしております。なお、敬老祝金につきましては、今回、大きな見直しをい



たしたところでもございます。本町の3人に1人が65歳以上であるということで、後期高齢者が前期高齢者を上回ってまいりました。特に、野尻・草部地域におきましては、高齢者だけの世帯が40%以上ありまして、地域においては、4軒のうち3軒が高齢者だけの1人や2人の世帯というのが、現実でございます。また、無医地区でありますことから、交通の便が悪いということから、保健師を巡回させておりますが、何分にも、広い地域でございまして、十分な対応ができておりません。今回は、敬老年金の大幅な見直しを実施したいと考えておりますのも、高齢者の福祉という点から、高齢者が集える環境づくりが必要だと考えたからでございます。併せて、使用頻度の低い施設、既存の施設を利用した生活支援ハウス設置等の調査を検討するよう、職員に指示をいたしておるところでもございます。個人に対する給付を高齢者全体の福祉のための給付に変えることとさせていただきますので、何とぞ、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

身体障害者福祉年金につきましては、今回、個人給付を廃止し、今後は、団体の活性化ということから、活動のための補助を充実拡大をさせてまいります。このように、単独事業につきましては、制度の大幅な見直しをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

18ページの同和対策費では、引き続き、運動団体の活動の支援を実施するための予算を計上いたしております。

21ページからの農業費では、これまで実施してまいりました農業関連施策に引き続き、積極的に取り組むこととし、今後の本町農業の担い手を育てるための補助を実施いたします。

22ページの農地費では、内山ため池防水補修を行い、ため池の安全性の確保と農業用水の確保を図ることとしております。その他、土地改良総合整備事業として、中の瀬地区農道整備のための設計調査を実施します。これは、約、延長が1,450メートル、幅員が5メートルの規模で実施する予定でございます。農業経営の効率化と生産性の向上に大きく寄与するものと考えております。

23ページの林業振興費では、くまもとの森間伐材利用推進事業として、5,000立方メートルの間伐補助を行い、森林の公益性の確保と間伐材の流通及び利用の促進を図ってまいります。

24ページの商工費では、商工業の核として、その役割を担っております商工会への補助金として450万円を計上いたしております。その他、25ページの湧水館管理費では、現在、個人から借りております駐車場用地5,903平方メートル

を引き続き、安定的に使用できるよう、購入するための経費を計上いたしました。また、各種観光関連施設の維持管理のため、それぞれの経費を計上いたしております。

26ページからの土木費は、道路環境の整備や安全の確保ということから、町道の幅員が狭く、危険な箇所を解消をはじめとして、美化側溝及びオーバーレイの費用を計上いたしました。

道路新設改良費では、町道の改良に伴い、必要とする各種経費を計上しております。補正後の事業ベースで約2億1,900万円となります。これによりまして、各種産業の振興、住民生活の向上、道路交通の安全性の確保など、大きな効果が期待できるものと考えております。

27ページの住宅管理費では、昨年度に引き続き、旭A団地の外壁塗装工事を実施し、住環境の整備に努めます。

28ページの消防費では、防災無線再免許申請に必要な経費及び年末警戒経費を計上しております。

29ページからの教育費では、各費目におきまして、補助金関係を計上し、学校運営に支障がないようにしております。事務局費では、高森中央小学校と高森東小学校に特別支援教育支援員を配置するという事としております。これは、児童の教育環境の充実を図るものです。

31ページの社会教育総務費では、本町といたしまして、いろいろな面でご活躍をいただいております婦人会活動の助成のための経費を計上して、活動の活性化を図ることといたします。

また、青少年教育費では、明日を担う青少年を地域自ら育てるための助成金や文化財保護の経費、高森からの文化の発信の一つとして、大阿蘇絵画展開催の助成金を計上いたしました。

社会教育施設費は、草部コミュニティセンター整備のための経費として、設計委託料及び草部集会所、旧草部保育所解体のための経費を計上いたしました。なお、本工事については、来年度に取り組むことといたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご案内のように、本町を取り巻く環境は、非常に厳しいものがございます。ちなみに、補正後の本年度予算と昨年度の当初予算を比較してみますと、金額的に3億9,000万円の減額となり、率にいたしまして9.43%マイナスとなっております。このことは、単純に、予算規模を縮小したということのみならず、国・地方を通じた行財政改革の中にありまして、そうせざ

るを得ないという一面もあるわけでございます。私自身、まだまだ、夢と理想は高く掲げておりますけども、しかしながら、そうもできない状況にあるというのも現実かと思えます。このようなことから、財源の見直し、財源の確保といったことが極めて大切なことであります。また、事務事業の見直し、制度の再点検、また改革を併せて実行してまいります。

いわゆる入るを計りて出るを制すを基本的な考え方として、住民福祉を後退させることなく、次世代につなげる町政運営に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今回の補正は、このような状況の下で編成をいたしました。議員各位におかれましては、ご審議の上、何とぞご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議長（三森義高君） お諮りします。

しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。10分間休憩したいと思います。15分に開会いたしたいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 補正予算の質問に入る前に、ちょうど、町長さんの方針演説がございましたので、高森町が目指す将来像というようなことでありましたが、青山製作所が今度大幅拡張するというようなことで、私も前回から総務委員会の中で関わってきたわけでございますが、それだけ拡張すれば、応分の雇用もあろうかというふうに思います。それで、他の地域から声を聞きますと、どうしても住宅事情、そういうものが高森には乏しいんじゃないかと、高森に住むために、いい住宅じゃなくして、独身でも住まわれるような、そういった住宅を提供して住んでもらうぐらいの姿勢が、企業さんに対して、そういうものも必要じゃないかというふうに思っておりますので、この点については、町長さん、しっかり考えていただきたいというふうに思っております。

それから、予算の方に入りますけれども、さっきから上色見の跡地の問題が出ておりました。私は、前、上色見・下色見につくる時に、異論を申し上げたわけでありまして、今度も南部にコミュニティセンターをつくるというようなことをございます。これにつきまして、本当に、地元住民の総意の中で、絶対ほしいと、これだけの規模の、こういうものがほしいということであるのかなのか、ちょっとその1点をお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 自席からの答弁を許します。教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） これにつきましては、学校統合後、草部地域に活性化委員会という委員会が立ち上げられました。その中で、数限りなく、会議が開催されております。その中で、一応、方向性あたりを十分協議されて、いろいろとご提案がなされております。それに従いまして、委員会としましては、その要望をお聞きして、設計をするところをございます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

空き地がどんどん増えて、解体をすれば相当な金がかかるというようなことをございます。私達の地域も、小学校の跡、7年ほど使ったやつがそのまま残っておりますし、今度、保育園も空き家になります。それから、農協の庁舎まで、どうも引き取り手がないというようなことで、空き家ばかり周辺にいっぱい入っております。元々、北部の者は、自分達で後から負担がかかるようなものは、もうつくるべきでないというようなことで、そういうものを要望もしませんでしたけれども、今、社会的な現実を見ますと、私達の地域も少子高齢化がどんどん進んでおりますし、子どもの声、たった昨年度生まれた地域で1人ぐらいです。1人生まれております。まだ何年先に、子どもが生まれるかわからないというような状況であります。夏にお祭りがあります。この鎮守の森を守るのでさえ、非常に怪しくなったなと、そういう状況であります。それで、言いたいのは、やっぱり地域上げて、本当につくる時は、皆万歳、よか施設ができたと言いますけれども、後、だんだん使わなくなって、誰が管理するかということになってくると、1人引き、2人引き、3人引き、もう本当に仕方がない人が引き受けて、この管理をどうするかということになるわけですね。もう現状が目に見えております。

そういうことを考えて、やっぱり地域の人達もじっくり考えて、古い校舎もある、中学校のすばらしい校舎もある、私は、そういうことを、これを何とか改良し

て利用できんどかと、そういうものになってほしいなど、しかし、これは、私の地域ではありませんから、強くは言われないところでありますけれども、そこ辺まで煮詰めて、慎重に対応してほしいなど。今の町の財政を見ますと、本当に寂しい限りです。そういうことを一つお願いをしておきます。

このことについては、そういうことでございますけれども、あと、農業、これも非常に農林業、大事なことでありますから、町長さんの方針にもありました、絶対、雇用振興を図っていかなきゃならんということでございますが、農業振興連絡協議会の補助金ですね、これが出ておりますけれども、どういった団体に、これは今、やられておるのか、ちょっとお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君、自席からの答弁、お願いします。

○産業観光課長（後藤正三君） 高森町農業振興連絡協議会の補助金ですけども、連絡協議会そのものもありますが、それから更に、事業費として、野菜振興協議会、たばこ振興協議会、花卉振興協議会、プロイラー協議会、それから、担い手の研修等の費用、それから、女性部への助成、それから、4Hクラブへの助成でございます。大体合計で140万円程度を助成しております。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） はい、わかりました。140万円ほど出ているということでございますので、これは、やっぱり今、私もまだ農業を細々と続けておりますけれども、非常に厳しゅうございます。何をやっても、何をつくろうかというぐらい、つくる品目を探すのが大変でございます。それで、今後、こういったことも必要でありますけれども、もう少し、重点的な支援策、そういうことをやらないと、これは、現代の厳しい状況を抜け出すことはできないというふうに、私自身思っております。

ばらまきというと、体裁が悪うございますけれども、そういうことじゃなくして、重点的に支援をして、そして、特産品をつくり上げていこう、そういう形を是非、農業部門で、今後は考えてほしいなど、特に、この点について、お願いをしておきたいというふうに思いますので、よろしくひとつお願いいたします。

以上です。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番 立山です。

冒頭、町長のあいさつの中で、3つの視点、8つの行動ということで、あれ、多分、町長が出されたローカルマニフェスト、公約書ですね、あの中が主だと思いま

すけれども、今、平成19年度の補正予算の歳入歳出の説明がございましたけれども、町長が19年度の目玉はこれだということを、何かあれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三森義高君） 自席からの答弁を許します。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 1番議員さんのご質問でございますが、今回、マニフェストと、今、3つの視点、8つの行動ということで、前回から、1期目から続けてきておるところでございます。

今回、大きくクローズアップいたしましたのは、この機構改革をまずやろうということで、6月1日付けで、機構改革を行いました。先ほど言いましたように、大変な職員の方々に痛みを与えたり、町民の方にご心配をかけたかなど、そのように思っておるところでもございます。

それと、私も、選挙期間中、いろんなことをお話ししてまいりましたが、まずは、高齢者対策の方が、野尻・草部、特にですよ、地域名を出すといけませんけども、そういう感じで申しますならば、野尻・草部は、大変高齢者率が高いんですよ、4軒に3軒は、1人暮らし、2人暮らし、何かあったら、なかなか言葉では福祉福祉と聞こえのいいことを言いますが、実際はしていなかったと、その分を反省し、また、何とか、保健師さんを増やすということも考えましたけども、なかなか人を雇い入れるというのは、大変でございます。そういう意味を含めまして、何とか地域に1カ所に集まって、生活的な自立のできる方、極力自立をしていただくし、在宅でしていただくというのが、一番いいことでございます。そういうのを含めまして、高齢者対策をやろうというふうに、思っておりますことと、今、一生懸命しております日の尾峠線を何とか開通にもっていきたいと、先日も、県の振興局から、また、本庁からもお出でになりまして、いろんな説明を聞いて、どのような仕事が、どのようなものにつくるものなのかと、林道と言いますと、日の尾峠の上には、山がございませぬし、牧場と、いろいろ言いますと、なかなか向こうの方もうまくいっていないというようなお話をお聞きいたしました。そしたら、せっかく、新幹線の23年度開通に向けて、大変阿蘇を観光の1カ所として、県の方も力を入れていただいておりますので、阿蘇は、今、私どものところは赤牛を一生懸命やりよります。そしてまた上に上がったら、草地関係が、旧一の宮町に入りますと、かなりの広域に草地がございませぬ。林道とか、それだけにこだわらず、観光道路とか、そういうふうに銘打って、何とかそういう助成ができる方法を見つけてくださいと、あれはできん、これはできんと、今はもう20年前の条例を言われて

も、今、地域にマッチいたしませんものですから、それを、今、ここの観光道路にしても、何にしても、見合う条例とするなら、何が当てはまるかを、県の方にもご指導いただきたいということで、2、3日ぐらい前にお話をしたところでございます。

今後、これを大きな課題として、進めてまいろうと思っております。今日言いましたから、明日できるということじゃなく、かなりの難関はあるかと思いますが、議員の先生方と一緒にあって、この大きな目的達成のために、進んでまいろうと、そのように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 他にありませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番 後藤です。

歳出のところで、公債費、年間8億1,525万3,000円、これは、非常に高いわけですね。だけん、要するに、現在の公債残高、公債比率、経常収支、わかれば、説明をお願いいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長補佐 村上源喜君、自席から許します。

○総務課長補佐（村上源喜君） 現在、決算統計ということで、18年度決算に基づきます分析をしているところでございます。それによりますと、地方債の残高でございますけれども、約62億8,000万円、昨年度と比較しますと、約1億円は減額しております。これにつきましては、元金借入もその年の元金償還額を下回るような運営をしていくということで、地方債借入の方をだんだん縮小している結果でございます。

それと、経常収支比率につきましては、現在はまだ出ておりません。ちなみに、昨年度を申しますと、93.8%でございます。

そういったことで、特に、公債費の残高等につきましては、今後の財政運営に非常に大きな影響を及ぼすということでございますので、借入を慎重にやっていると、しかも、借り入れないようににつきましては、交付税の見返りのある財源をもつてくるということで対応しておりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 今、課長補佐の方から説明がございました。非常に厳しい、歳入は減る一方、また、歳出は増えると、非常に厳しい状況の中で、いろんなことがなされておりますが、今後においても、やっぱり昨年度の監査委員長の報告の中にもありましたとおりに、やっぱり動向に注視しながら、慎重にことを運んでいかないと、町長が常々言われております第2の夕張市にならないようにというようなこ

とを口癖のように言われておりますが、昨年度も一般質問の中で言いましたが、阿蘇郡の中で2番目、ひょっとしたら1番になるんじゃないかというような気持ちを持っております。全国大会で小国の議長・副議長とお話をしたわけですが、県の指導を仰ぎながら、そこまでいったら大変ですよというような話を聞いております。北里耕亮さん、町長が自分の報酬を40%カットと、ああいう思い切った施策をやらないと、乗り切れないというような状況にあるようでございますので、その辺は、ベテランでございますので、課長補佐の方も、いろんな借入金の問題等は慎重に、今後は対処していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（三森義高君） 他にありませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 歳出の方ですが、31ページ、ちょっとお伺いいたします。これは、婦人会の活動助成金が132万5,000円、それから、婦人会の活性化助成金、これ50万円、この内容については、どういう振り分けがしてあるのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（三森義高君） 自席からの答弁を許します。教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） 婦人会の活動助成金、それから、婦人会活性化助成金というふうにして、別々に上げておりますが、活動助成金というのが、前年までの事業実績に基づいて上げておりますし、事業に基づく事業費の助成金というふうにご認識いただきたいと思っております。それから、婦人会活性化助成金というのは、婦人会におきまして、取り巻く環境が厳しいことを考慮して、高森町最大規模の社会教育団体として、会員の充実、組織の活性化を図る、育成、婦人会育成の助成金というふうに、私の方も今回、認識しておりますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

ちなみに、活性化助成金の方は、1団体8万円ということで、今現在、町地区7地区と連合婦人会、合わせまして8団体の内容で予算を組んでおりますが、今現在、上色見の方が流動的な部分もありまして、上色見の活動が、今停止しているというような状態ということで、教育委員会としましては、今後、上色見辺りの婦人会活動にということで、地域にご相談申し上げようかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） これは、どっちしたって1本に絞って、その中の振り分けはで



きないとですかね。何かできそうな気持ちがすっとたいね。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） そのあたりは、今後、補助金交付規則あたりの内容を十分踏まえた上で、一括できれば、一括していきたいし、検討させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三森義高君） 他にありませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田です。

教育費についてお伺ひします。小学校・中学校の助成金という一覧表が出ておりました、ここに概要の説明も載っております。これについて、ちょっとお伺ひしますけど、現在、高森中学校のプール跡が、これは、この予算と関係ないかもしれません。管理費ということで、一応書いてありますので、お伺ひしますけど、中学校のプール跡は、今、ロープでずっと囲んでありますけど、あの町有地は今後どのような使用するような取り組みを持っておられるのか、ちょっと聞きたいと思ひます。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 色見隆夫君。

○教育委員会事務局長（色見隆夫君） 中学校のプールの跡地、今現在、学校の駐車場、50台スペースの駐車場と、それから、テニスコートを一応計画しております。それにつきましては、確か、当初予算の方に上げておったかと思ひますが、今現在、設計の方で、今やっております、今年度中には、工事の方も行いたいというふうを考えております。

○議長（三森義高君） 他にありませんか。4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 4番 甲斐でございます。

町長さんに、一言、お伺ひをしたいと思っております。3月の議会には、副町長の席が1名ということで、議会の方では通っておるようでございますけれども、今、町民はそのことに対しまして、云々ということではございませんけれども、今度、副町長さんを置かれるのか、このままの状態でいかれるのか、見ますと、そこは空席になっておるようでございますので、その点をお伺ひしたいと、第1点。

2点目は、大変、今、6番議員さんも言われましたように、予算関係上、公用車、課も大分削減もされましたので、公用車も大分余ってくるんじゃないかと、私は思っておりますが、その点を、総務課長さんにもお聞きしたいと思ひます。お願ひいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 4番議員さんのご意見でございますが、副町長についてということでございます。今回、機構改革を行いまして、私も1期4年、長として務めさせていただきました。本来であれば、副町長を置いて、もっとトップセールスをするべきかなと、そのように思っておりますけれども、今のところ、副町長さんを置くというのは、今は、もうしばらくは、自分で努力をしてみようかなと、そのように思っておるところです。

早い話が、当分の間、このような状況で進めてまいろうと、そのように思っております。必要であるということになり、また、いろんな今後の各地域、各町村、皆、副町長さんおられますけれども、必要であると、やっぱり自分の一人の能力が限界かと考えた時には、皆さん方のご協力を得て、副町長さんを選任していただきたいと思っておりますので、その時は、よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 今、公用車が余っておるのではないかというご質問でございましたけれども、今、職員の管内の出張をはじめ、公用車の使用というのを義務づけたような形にしております。自家用車で行くなということで、公用車で行けば、公用車で行って、要件が終われば、そのまま帰ってくるということでございます。台数からして、余っておるということよりも、我々はもう少し足りないのじゃないかというふうに考えておりますけれども、ほとんど、もう90%ぐらいの車が10年以上の車でございます。今年度になりまして、地籍の補助で、1台入れた分につきましては、約15年乗りましたライトバンの廃車を、やっとなしたところでございます。そういうことで、町長車につきましても、リース契約、5年から、また2年延長して使っていただいておりますし、車が使われる間は、使っていきたいと、何か補助事業等でそういう入れる可能性があれば、その時に、更新をしていきたいというふうに考えておりますし、足る足りないという話じゃなくて、現状の維持で台数を何とか補助事業等で変える分があれば、1台ずつでも廃車をして、現在の台数は確保していきたいというふうに考えております。

○議長（三森義高君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第36号 平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第12 議案第36号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第36号で提案いたしました平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、現行予算に8,300万円を追加し、歳入歳出の総額を1億2,365万7,000円とするものでございます。

歳入では、予算書の7ページの共同事業交付金で、既定額に8,300万円を加え、総額で1億4,400万円とし、歳出でも、同8ページで同額を共同事業拠出金として、支出するものでございます。

内容を申し上げますと、昨年から新たに創設されました保険財政安定化事業費を昨年並みに計上いたしておりましたが、昨年は、半年の事業でありましたことから、本年は、後半年分追加いたしまして、1年分を計上することとしたものでございます。

また、同ページの予備費から一般管理費に組み替えました25万5,000円は、法改正に伴い、システムを変更するための委託料でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 13 議案第 37 号 平成 19 年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第 13 議案第 37 号、平成 19 年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第 37 号で提案いたしました平成 19 年度高森町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ 1,000 円を追加いたしまして、総額をそれぞれ 11 億 1,090 万 1,000 円とするものです。

その内容は、医療機関より請求されましたものの中で、過誤のため、返還が生じた場合の目・節を新たに設定するものでございます。

ご審議の上、決定いただきますよう、お願い申し上げます。説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号は、文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 14 議案第 38 号 平成 19 年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第 14 議案第 38 号、平成 19 年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 議案第 38 号で提案いたしました平成 19 年度高森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に 39 万 7,000 円を追加し、総額をそれぞれ 5 億 9,927 万 4,000 円とするものでございます。

内訳は、歳入で国庫支出金の調整交付金を増額し、保険給付費に計上いたしておりました一般財源を同額減額するものでございます。

また、8ページ、款5の地域支援事業費につきましては、包括支援センターに嘱託職員として雇用しております看護師が、6月末日をもって雇用期間が満了し、継続雇用するには、労働基準法との関係上、問題が生ずる恐れがありますことから、人材派遣会社を通しての契約に切り替えるために、予算を組み替えるものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議いただき、決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第39号 平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第15 議案第39号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） こんにちは。議案第39号で提案いたしました平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の960万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,260万円といたしました。

次に、4ページの第2表、地方債の変更は、簡易水道事業に伴う過疎対策事業債、簡易水道債の借入限度額を3,750万円から4,020万円に、それぞれ地方

債の変更を行いました。

補正の詳細については、6ページからご説明申し上げます。

歳入は、第6款、諸収入の受託事業収入、町道改良整備事業に伴う社倉～水迫線水道本管布設替工事他の420万円を増額、第7款、地方債の施設事業債は、色見地区水道本管布設替工事他、540万円を増額いたしました。

次に、歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。7ページの第1款水道費一般管理費の人件費については、職員の異動に伴う給料関係を増額、役務費は、水道監視システム機器を建設課に移設する手数料29万2,000円を増額、工事請負費は、社倉～水迫線水道本管布設替工事他の1,331万6,000円を増額、予備費は1,175万5,000円を減額補正いたしました。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 2番 森田でございます。

今、水道管の布設工事ということでございますけど、社倉～水迫線、それから、色見地区の水道管の年数がどのくらい経っているかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 自席からの答弁を許します。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 経過年数ですね、ちょっと調べておりませんが、いろいろ現在、水道管布設に伴って、町道改良事業に伴って、布設替えをする事業ですので、老朽管になる前に、道路を改良する時に、布設替えをして、新しくして、今後、改良が途中でまた、修理したり、そういうのないように、新たに改良に伴って、水道本管を布設する工事費です。以上です。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） じゃあ、経過年数ははっきりとはわからないということですか。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 後で調べて、ご報告させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、建設経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議案第40号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第16 議案第40号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） まず、提案理由の説明を申し上げます前に、この提案が、所得確定の関係上、お手元にお届けができません、遅れましたことを冒頭にお断りを申し上げます。

それでは、議案第40号で提案させていただきました高森町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、課税の基礎となる所得が確定いたしましたことから、各世帯に課税いたします平等割を2万7,000円から2万6,000円に1,000円引き下げますとともに、所得に応じて課税いたします税率を9.1%から9.3%に0.2%の引き上げをさせていただくものでございます。これによりまして、税額の2割が軽減措置をお受けになることができる許容範囲であります応益割5.5%対応能割4.5%の範囲に収まりますし、応能割45.06%、応益割54.94%となりまして、中間所得者の軽減も図られますし、これに伴います国庫補助も受けることができるようになるわけでございます。

また、この改正案を提案いたします前に、国民健康保険運営協議会に諮問し、提案いたしております内容のとおり答申いただいておりますことをご報告いたしまして、説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、決定いただきますよう、よろしくお断りを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） ただいまの説明によりますと、所得割の方、これは増やしてい

くことですが、それにより、どれだけ増収が見込めますか。よろしくお願ひいたします。

○議長（三森義高君） 自席からの答弁を許します。住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 基本的には、そう増税ということにはなりません、標準家庭で、大体4名家庭、子どもさん2人というような標準家庭で、年間3,000円ぐらいの増税になるだろうというふうに試算をいたしております。

○議長（三森義高君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第17 休会の件について

○議長（三森義高君） 日程第17 休会の件についてを議題とします。

お諮りいたします。

21日から26日までは休会としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、21日から26日までは休会とすることに決定いたしました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願ひをいたします。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

-----○-----

散会 午後0時20分



6 月 2 7 日 (水)

(第 2 日)

平成19年第2回高森町議会定例会（第2号）

平成19年6月27日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
1 番	立山 広滋	1 生活環境について	① 耐用年数が過ぎている公営住宅の建替えについて、どう考えているか。 ② 中川原団地から南北に走る新規路線について、どのような計画を考えているか。
		2 学校教育について	① 高森中央小、高森中の整備を今後どのような計画で考えているか。（高森中央小の指定通学路についても） ② 児童生徒のスポーツ大会（県・全国大会等）出場に際しての町の応援体制をどのように考えているか。
		3 住民の福祉について	① 集団検診の必要性について、どう考えているのか。 ② 平成18年4月に施行された改正介護保険法について、この1年間どのような事業が展開されてきたのか。

議席	氏名	事項	要旨
2番	森田 勝	1 農業振興について	農業の担い手対策をどのように考えているか。特に、品目横断的経営安定対策
		2 中心部のまちづくりについて	町中心部の危険な空家、空き店舗等の対応策と空き地、空家の利活用をどのように考えているか。
		3 中心部の防災対策について	町中にある消火栓及び防火水槽等の設置状況と今後の防災計画をどのように考えているか。
3番	田上 更生	1 農業振興策について	① 本町における農業の位置づけと、具体的な振興策は。 ② その中で認定農家の位置づけと役割。また、認定農家を活かすための町としての考えは。

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	立山広滋君	2 番	森田勝君
3 番	田上更生君	4 番	甲斐直三君
5 番	甲斐廣國君	6 番	後藤和昭君
7 番	甲斐正一君	8 番	相馬俊行君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町長	藤本正一君	教育長	渡邊哲郎君
総務課長	岩下健治君	住民福祉課長	佐伯秀和君
税務課長	桐原一紀君	産業観光課長	後藤正三君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	色見隆夫君	総務課長補佐	村上源喜君
住民福祉課長補佐	長尾和博君	税務課長補佐	後藤秀希君
産業観光課長補佐	甲斐敏文君	建設課長補佐	後藤和幸君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局係長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

建設課長から発言の申し出がっておりますので、発言を許します。建設課長  
瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） おはようございます。2番 森田議員さんの質問について、お答えいたします。

色見・草部地区の簡易水道配管の経過年数について、お答えします。色見地区簡易水道は、高森町最初の簡易水道で、昭和26年度に完成し、その後、昭和57年度に改良整備事業が行われ、同年4月に新たに給水が開始され、すでに25年が経過しております。また、草部地区簡易水道の給水開始年度は、昭和47年4月に給水が開始され35年が経過しています。

以上、お答えします。

○議長（三森義高君） お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問について

○議長（三森義高君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） おはようございます。1番 立山です。

今期、初当選したばかりで、最初の質問ということで、大変光栄に思っているところでございます。

ちょうど1年前の昨日、平成18年6月26日、私の記憶によりますと、非常に集中豪雨がありまして、蘇陽町の柏地区、その森林組合の土場で3の方が生き埋めになって、1の方がお亡くなりになられたということで、今年は、空梅雨と申しまししょうか、非常に災害もなくて、このまま災害もなく、梅雨も終わればいいがなと思っているところでございます。

そこで、一般質問を今からしますわけですけれども、この一般質問というのは、議員の発言の場であり、住民の皆様からも重大な関心と期待を持たれる議員の活動の場でもあります。このような意味において、本日は、地域住民の皆様視点に立ち、3つの質問事項を用意いたしました。

まず、1つが、生活環境について、2つ目が、学校教育について、3つ目が、住民の福祉についてで、今から順に質問をします。執行部の方は、わかりやすい答弁でお願いしたいと思います。

まず、生活環境についてです。人間が生活上、非常に大事なことで、耳慣れた言葉に、衣・食・住とありますけれども、本日は、住についての質問です。現在、町内に18団地、92棟、258戸と承知していますけれども、1番古い順から、昭和26年と30年に建築された横町団地3棟6戸、同32年の草部の社倉団地3棟4戸、同37年の村中団地2棟2戸、同40年の山王園団地5棟9戸、同42年の村中団地4棟8戸、同43年から45年の村中B団地5棟19戸、同43年から51年の中川原団地11棟44戸、以上、7団地33棟95戸は、耐用年数が過ぎていますし、中には、大幅に耐用年数が過ぎている団地もございます。今後、この7団地の建て替えをどのように計画されているのか、お伺いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

今、1番議員、立山議員のご質問にお答えを申し上げます。

住宅のことに関しましては、今、数字を議員の方がよく調査しておられますし、また、そのとおりだと、そのように思っております。私どもも、いろんな住宅のことに関しまして、調査を申し上げましたところ、最も古いのが昭和26年度の横町団地ということがございます。次に、先ほどおっしゃいましたように、32年の社倉団地、これが5戸となっております。いろんな住宅等の模様替えをいたしております中に、これからの私どもの町の住宅事情と申しまして、下町団地が大体改良が終わりました。今からやろうとするのは、平成17年の2月に、町営住宅整備事業ストック総合計画というのがなされております。その計画に基づきまして、今から順次建て替えを行うということだと思っております。また、その中でも、必要でない部分、必要かなと思う部分と、確かにあろうかと思っております。

また、私どもが思いますには、現在、住宅にお住まいになっていただくのは、全戸入居いただいておりますし、また、入居者の方も多く希望なされております。なかなか要望に沿えないというのが、現状じゃなかろうかなと、そのように思ってお

ります。

その意味も含めましても、私どもも、この17年度からストック総合計画で、案をつくりましたことにつきまして、18年度から順次改善をしていこうと、そのように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

今、町長が述べられたように、平成17年度からストック総合計画があるということで、順次建て替えを行っていくことでございますけれども、住宅というのは、人口の定住促進、町民生活の安定、地域社会の活性化など、まちづくりの重要な目的を達成するための施策として、今までに町長が、今申し上げられましたように、積極的な公営住宅整備を推進されてきたわけなんですけれども、公営住宅は、公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で供給することにより、町民生活の安定と社会福祉の増進を目的としておりますので、今後、計画どおり事業が推進されますよう、積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、このストック計画の中に、同一地域内への集核化、案として、1つの案、2つの案、案がそれぞれ出ておりますけれども、同一地域内への集核化ということで、どのような計画をされているのか、再度、町長、お伺いしたいと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 自席からよろしゅうございますか。

今、おっしゃいましたように、17年、18年、17年度のストック総合計画の中で策定してございますように、ストック計画といたしましても、やはり、住環境は快適が一番大事かと思っております。その中におきまして、今、合併浄化槽の設置、また、1つの3点セットと申しますか、湯沸かし設備と、また手すり等の設備、また、段差解消、いろんな模様替えをしておると、模様替えと言いますよりも、やはり、よりやさしい暮らしができますような住宅であろうということで、改善をいたしているところでもございます。

まず、平成19年度に須坂B団地のストック改善工事を、今回行おうと計画をいたしております。いろんな住宅等につきましては、再生モデルプランといたしまして、耐久年数の過ぎた村中・山王園・村中B団地と、いろんな用途がございますが、用途につきましては、中川原団地が一番古くなっている、古くと言いますのも、中央公民館の敷地内に建て替えまして、事業計画し、また、少子高齢化社会の

進行を踏まえまして、良質な住環境の整備、また多世代に、一緒に住まれるようなファミリー向けと、そういうことを計画し、今後、団地内に増設をしていこうと思っております。

また、高齢者・障害者生活相談等もいろんな地域におきまして、集会所も設置しながら、ご相談にのっていかなければならないと、そのように思っておるところでもございます。いろんな住宅等につきましても、私どもも、やはり、今、財政難、いろんなものがございます。その中でできる限り、少子高齢化社会を迎えた上でも、この福祉対策というのは待たなして、また、それを進めていくべきだと、そのように心に命じているところでもございますが、やはり、今回は、こういう住宅の建て替えももちろんやりながら、そして、民間の事業を、活力を取り入れて、民間の住宅とか、いろんなものを整備、民間の方々と一緒に整備をしていただければ、なお一層ありがたいかなと、そのように思っておるところでもございます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 一応、このストックの総合計画どおりに、予定はされているようですけれども、予定は未定であり、決定ではないという言葉もよく聞きますので、予定どおり計画実施をされるよう、切望いたします。

なお、この住宅地、ストック総合計画の中に、公営住宅居住者の意向調査等もしてあると思えますけれども、その辺も十分に踏まえて、今後、計画どおりに公営住宅の建設の方をよろしく願いしておきます。

続いて、次の質問に入りますけれども、今の公営住宅に関連いたしますけれども、昭和地区に、先ほど申し上げましたように、中川原団地というのがございまして、11棟44戸ですけれども、この中に、約100名の方が生活していらっしゃいます。この44戸中、半分の22戸の中にいわゆる65歳以上の高齢者の方がいらっしゃいまして、その22戸の中の約10戸の中に高齢者だけの世帯というのがございます。

そこで、私は、選挙中に、地域をさるく議員になるということで訴えてまいりましたけれども、そこをさるいてみて、いろいろな方と話をしてみても、よく聞くことが、とにかく、役場等、バイパス方面の移動で、交通手段もなく、徒歩での移動であり、とにかく時間も掛かりすぎる、身体がきつい、もたない、家に閉じこもりがちになる等々の話を聞き、中川原団地辺りから、バイパス方面へ道があったらいいなと、そのように思うわけでございますけれども、このような声にどう耳を



傾け、道路政策を実現していこうとされているのか、計画があれば、その説明を、計画がなければ、新規道路の取付をされる考えはないのか、町長にお伺いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、1番議員さんのご質問は、中川原団地から南北に走る、今、新規道路の件であろうかと思っております。今現在、中川原団地に向かいます、下原線と申しますが、その起点から北側の方に向かいます、中川原団地の方に向かいます、今、道路整備をいたしております。去年は、やっとな川の方に橋を架けまして、今、三森さん、お出ででございますが、そのところで今ストップをしているところでございます。全体的に約390メートルほど、計画しております。

今、現状から見ますと、今年度で大体完了する、計画上は完了する予定です。それで、中川原団地の中央公民館の近くまで行くというふうな計画になっております。

それから先を、いろんな、今、1番議員さんがおっしゃいましたように、アスカ裏と申しますか、国道の方に、バイパスの方に向かって走るということは、まだ今のところは計画をいたしておりません。

それと、今進めてまいります中には、住宅は結構建ててございまして、大きな住宅があったり、今、住まい等もできておりますし、なかなか住宅を、今お住まいになっているところを移転をしてつくるのはどうかとか、いろんな諸問題が、今からございます。将来的には、今のままの中央公民館のところまでストップしたところでは、何ら意味がございませんものですから、将来的、今から、今後、検討課題といたしましては、豆塚方面の方に下るとか、上るとか、そういう検討を今後してまいりたいと、そのように思っておりますのでございます。

せっかくの皆さん方が一番利活用のできる道路でございますから、できるところから順次、財政の許す限り、そして、皆さん方のご要望にお応えしていくのが、私の役目だと思っておりますので、ご理解をいただきますように、よろしくお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今、町長がおっしゃいましたように、非常に厳しい財政難で、必要性は感じていらっしゃると思いますけれども、財政難の中で、とにかく、地域住民の皆様の住民福祉の向上という観点からも、是非、今後、検討していただい

て、今すぐにはと申しません、計画に乗せていただいて、是非、実現されるよう、よろしくをお願いします。

特に、当高森町では、人にやさしいまちづくりということをうたっておられると思いますので、どうか、その辺も含んでいただいて、是非、新規道路の建設に前向きに検討していただきたいと思います。

続きまして、学校教育について、質問いたします。

先般、5月19日だったですかね、私、一番下の子どもがまだ中学生ということで、中学校の運動会に参加してまいりました。その場で、町長も出席していらっしゃいましたけれども、国旗掲揚の時、中学校に、私、非常に恥ずかしい話なんですけれども、国旗掲揚台がなかったということで、私、初めて知ったんですよね。それで、その後、いろいろ聞いてみますと、大分ないということで、この国旗掲揚台を含めて、高森中央小学校等も含めまして、今後、どのような計画で施設等を整備されるのか、お伺いしたいと思います。

また、高森中央小学校の指定通学路で、整備するところはないのか、それも合わせてお尋ねしたいと思いますので、町長、もしくは、教育長、よろしくをお願いします。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） おはようございます。

今、1番議員さんの方からご質問がございました高森中央小学校・高森中学校の今後の整備状況についてということで、お尋ねでございました。

まず、今後の計画を申し上げます前に、過去2、3年、どういった整備に取り組んできたかということについても、ご報告をさせていただきます。

中央小学校におきましては、ご承知のように、昭和54年、55年の建築でございます。それによりまして、国が示しました耐震調査に該当をいたしまして、平成17年度に耐震の調査をいたしました。その結果、校舎については、耐震の強度があるが、屋内運動場・体育館、これについては、耐震の強度が不足しているということの診断をいただきました。それに基づきまして、18年度に屋内運動場の体育館の耐震補強工事を実施したところでございます。その間におきましては、児童の皆さんに大変ご迷惑、また、不自由をかけたところでございます。

今後、中央小学校としましては、本年度におきましては、街灯の整備を計画しております。やはり、子どもさん方が冬場、安全に登下校される場合に、やはり、安全灯が必要だということで、一応、安全灯の設置を計画をいたしております。

す。また、来年度は、屋外のトイレの整備を計画をいたしております。

それと、環境整備につきましては、学校の校長先生をはじめ、各先生方、また、保護者、地域の方々が一生懸命環境整備にご協力いただいておりますので、これも大変ありがたく、思っているところでございます。

高森中学校におきましては、ご承知のように、平成13、14年に校舎の建設を行っております。また、プールにつきましては、16年度の建設をいたしております。今後、本年度は、プールを取り壊した後に、テニスコートと駐車場の整備を予定いたしております。その際、今、ご指摘ございました国旗掲揚台については、建設をする予定でございます。これにつきましても、かなり先生方にはご迷惑をおかけしておりました。一応、そういった流れにおきまして、全体的な計画の中において進めておりますので、このことに関しましても、ご了解いただきたいと思っております。

中学校の方の街灯、安全灯につきましては、昨年設置済でございます。今後とも、教育の環境整備については、一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それから、高森中央小学校の通学路についてのご質問でございますが、これにつきましては、中央小学校の方で、指定通学路という形で、この路線は登下校に使っていいですよというふうに指定がしてございます。それによりまして、先生方が年度初め、各地域、指定路線を回って、巡回されます。危険箇所あたりの調査を行っていただいています。その危険箇所あたりを危険箇所マップを作成し、子どもさん方に指導をし、こういったところは危ないですよというふうにご指導いただいております。

また、水曜日につきましては、一斉下校で、全員一斉に下校されております。それと、大雨の後、また、積雪、そういった、また、年度当初の1年生が入った時点では、各先生方が地域までついて下校の安全を確保されております。

また、それと、地域の方々が今、いろいろボランティアで安全確保のために、ご協力をいただいているところでもございます。

一応、その整備が必要かと言いますのは、やはり、そういった危険箇所あたりがあるのは、整備が必要だと思っておりますが、これにつきましては、委員会の方ではなかなか対応が難しいところもございます。国・県道、またいろいろございますので、順次、また、それ等につきましては、検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） いろいろと教育委員会を中心として、計画はされているようですけれども、特に、この中で要望したいのは、先ほど、言いました国旗掲揚台は、今年度計画していらっしゃるといことなんですけれども、特に、夏場は、外でのクラブ活動で、夜遅くまで外でいろいろ男女とも活動を子どもがしているわけなんですけれども、どうしても、外にトイレ、足洗い場、これは早急につくっていただきたいと思っておりますけれども、この2つについては、何か計画はございますでしょうか。教育長、お願いします。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君、自席から答弁を許します。

○教育長（渡邊哲郎君） 高森中学校の屋外トイレについてですが、これについては、いろいろご要望もありますし、先生方とも協議をいたしました。しかし、今、あります体育館のトイレ、これは、外から入れる状況であります。と言いますのが、体育館のトイレを活用して、外から入れるように、新たなドアあたりを設置してということで検討をし、学校と協議をしました。そういった分であれば、学校に誰か、先生が来ておりますので、正面の玄関のドアを開けて、対応をいたしますというお話でございました。なかなか、一応、この計画を当初されておりましたが、やはり、予算的な問題、また、ある施設を有効に使っていただきたいという分、今のところ、そういった方向でお願いをしているところでございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 教育長の今の話ですけれども、話としてはわかります。それはわかりますけれども、例えば、ソフトボールの女性の方が、また野球部の男性諸君が一タスパイクを脱いで、そこまで行かなければならないと、行くのは、それは話としてわかりますけれども、そういうのを考えてみます時に、仮設トイレでもいいですので、その辺のところを有効活用を、今、既存の施設を有効活用というのも、それは話としてはわかりますので、それを一歩ちょっと踏み込んでいただいて、仮設トイレなり、何なり、足洗い場も含めて、もう一度、検討されるよう、強く要望するものでありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） それにつきましては、いろいろわかります。しかし、私達が今、一番取り組んでいかなければならないと思っておりますのは、まず第1に、小学校の屋外トイレを整備してやりたいという分です。と言いますのは、小学校は、

外から体育館に上がるには2階に行かなければなりません。教室に行くにも大分かかります。やはり、小さい子どもさん方が外でトイレに行きたいと言った時に間に合わないという分も心配されます。そういった分で、やはり、小学校の方から整備をさせていただいて、また、中学校につきましては、学校の方ともいろいろ協議をさせていただいて、できるだけ、今の施設を有効に使っていただいて、そういうできるような、お話し合いをしたいと思っております。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 教育長の意見は意見として、非常に十分わかりすぎるほどわかりますけれども、再度、再度、重ねて、その辺を頭に入れていただいて、今後、検討していただきたいと思えます。

それと、合わせて、先ほど、小学校の指定通学路の問題ですね、先生方が各地域を回って、危険箇所のマップをつくっていらっしゃるということで、それもわかりますけれども、私がちょっと詳細に申し上げますと、そこは、雨降り、非常に歩きにくいということで、特に、低学年の間は、身体も小さいし、高学年になればなるほど、今の子どもは長靴というのを履きませんので、非常に靴が、足下がびっしょりになるということで、私が先ほど要望したのは、雨降り、雨天時の通学路の整備はなされているかということですので、そこも合わせて、今後とも検討していただきたいと思えます。

続いて、次の質問に入らせていただきます。町内には、老若男女、あらゆる方が、あらゆるスポーツに取り組んでいらっしゃいます。今からお話することは、これは、県レベルの話ですけれども、私が数年前、国体応援に行った際、ある県の体育協会の人と思われる人が、ある県の選手の方々を一人一人激励して回っていらっしゃいました。私は、他県の人でありますけれども、わざわざ出向いた来られたということに対して、非常に感動を覚えたわけでございます。

我が高森町にも、過去にも優秀なスポーツ選手が排出されましたし、現在も現役でがんばっておられる選手もおります。ちなみに、教育長もおわかりかと思えますけれども、今月の30日と来月の1日に、郡市の中体連がございます。そこで、今年も予定としては、数名、もしくは、数団体、県の方に行く予定は立てていらっしゃるかと思えますけれども、それについて、県大会以上のスポーツ大会に参加する選手に対して、町からの応援体制はどう考えていらっしゃるのか、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） 過去の町の助成、そういった出場に対する助成を見てみましたところ、九州大会、全国大会において、できる範囲内での助成がなされております。本年度も厳しい財政状況でございますが、今回の補正予算に20万円を計上してお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 今、教育長の方は金額的なことをおっしゃいましたけれども、非常に財政難で、予算組んでありますけれども、ここで、私が言いたいのは、お金どうのこうの問題じゃなくて、行って応援をするという行動を今までもやっていらっしゃったと思いますけれども、今後もそういう行動を起こしていただきたいと思います。

それで、私自身も、非常にスポーツ観戦が好きで、教育長も確か、柔道をなさっていたと思いますけれども、今後も積極的に私自身、応援にも行きますけれども、町長、教育長をはじめ、役場の職員の方々、地域の方々、議員団も、私の方で声を掛けて、そういう子どもが出る場合には、積極的に応援をしていきたいと思いますので、町としても、そういう大会に出るといふことの広報活動、今までもしていらっしゃったかと思いますが、そういう広報活動にも力を入れていただきたいというわけですけれども、もう一度、教育長、お願いします。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） 今の件につきましてですが、中体連の郡大会あたり、私、時間的な余裕があれば、積極的に参加をさせていただいております。なかなか、行事等、いろいろ重なった場合においては、難しい部分もございます。今後におきましても、やはり時間的な余裕があれば、応援に行きたいと思っております。

また、県大会、九州大会、全国大会、これにつきましては、やはり、いろいろな事情がございます。それで、その会場に行って、応援することも必要とは思いますが。しかし、やはり、地元に残って、心の中で応援するのも一つの方法ではないかと思っております。一応、それぞれケースバイケースで対応していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 心の応援はなかなか見えづらいですね。私も行けない時は、そういう心の応援をして、選手に届くように願っているわけですけれども、極力、出

向いていただいて、応援の方、よろしくお願いしておきます。

それと、私は、今晚、町の体育協会の総会があるということで、私も教育問題に対しては、特に、スポーツを通じての教育ということで、体育協会の中でも評議員という立場の中で、今後、いろいろな施策を体育協会の方に投げかけて、体育協会の方から町執行部あたりにいろんなことが上がってくるかと思しますので、その辺のところは、よく気持ちを汲んでいただいて、対処していただきたいと思ひます。よろしくお願いしておきます。

続いて、最後の質問項目に移りたいと思ひます。住民の福祉についてです。住民健診について、お尋ねしたいと思ひます。

今年予算で委託料として2,730万5,000円の予算が計上されています。中身は、胃ガン健診・子宮ガン健診・乳ガン健診・大腸健診等々ですけれども、このような健診の必要性について、どう考えておられるのか、また、項目ごとの受診率がわかれば、詳細に示していただきたいと思ひますので、よろしくお願い致します。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） おはようございます。

1番 立山議員の質問にお答えをさせていただきます。

市町村は、老人保健法に基づき、住民健診を実施しなければならないということになっております。また、39歳から69歳までの住民は、職場健診や住民健診を受けることが義務づけられております。当然、本町におきましても、実施いたしておりますし、本年も7月13日から7月29日まで実施することといたしております。

お尋ねでございましたので、ここで昨年の受診実績を申し上げますと、住民健診を1,736名、それから、巡回ドックですね、巡回ドックをやっておりますが、これが63名、それから、40歳の方を対象にいたしました節目ドックというのがございますが、これが10名、それから、健康保険の方で、ご加入いただいております方を対象としましたドックで、65名の方が受診をいただいております。

しかし、これが、受診率になりますと、国保の被保険者ですが、住民健診をお受けになっている方ですね、それから、今申し上げるようなことを含めてですが、私どもが受けておりますのは、職場健診でございますので、これは、データとして上がっておりませんので、国保の被保険者の方にしますし、これ、38%という数字になるかと思ひます。したがって、6割以上の方がまだ受診されておらない

ということで、課題として残されているわけでございます。

住民健診の必要性については、健康づくりが目的でございます。若い世代から病気にならない身体づくりが最も重要であるという観点から、身体の異常に対する早期の対応には、大変重要な役割を担っているものと思っております。受診されました方々の中で、異常が発見された方には、お知らせをいたしておりますし、また、保健師によりまして、保健指導等も行っているところでございます。これによりまして、生活習慣病等の進行を食い止めているなどの効果が出ております。

しかしながら、全国的にも、本町においても同じことが言えますが、生活習慣から来る糖尿病など、有病者や予備軍が増加傾向にありますことから、来年度、平成20年度より、各医療保険者がより強力に推移することが義務づけられました特定健診及び特定保健指導をしなければならないということに制度改正が行われております。この制度改正は、糖尿病などの生活習慣病の減少の観点から、俗に言いますメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群ということですが、この概念を導入しました標準的な健診と保健指導を実施し、現在の早期発見、早期治療からもう一歩進みまして、生活習慣への早期介入をするということによりまして、病気になる前の段階で、介入し、健康づくりを行い、医療費の削減につなげようということを目的するものでございます。

平成20年度以降につきまして、特定健診及び特定保健指導に数値目標を課して、それを達成しなければならないということですが、それぞれの保険者において、その成果が現れない場合、これ、平成24年度に、5年後に、20年度から始まりますから、24年度にその数値が出てくるわけですが、この場合、数値目標達成しませんと、後期保健医療事業にただいまの計算でいきますと、健康保険の方から1億円ぐらいの拠出金をしなければならないということですが、これを達成するかしないかによって、約2,000万円ほどの拠出金に違いが出てこうということが、試算としてなされております。

このことは、保険税に即つながってくるわけでございますので、住民の方々に、今度も住民健診の重要性については、私どもの方、訴えをしてまいりたいと思っておりますし、保健指導とか、健康教室などによりまして、住民の皆さん方の健康維持に今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 私がここでこの必要性を聞いたのは、皆さん、ご存じかと思



ますけれども、人間4つの苦しみ、生・老・病・死とありますけれども、生まれて、老いて、病にかかって、死に至るということ、4つの苦しみ、これは、人間が生きていく上で、どうしても避けて通れない問題と思います。その中の病ですね、それで、私が、これいつだったですかね、新聞の切り抜きがございまして、ちょっと資料がございましてけれども、九州で、特に、熊本県のガンによる死亡ですね、悪性新生物のガン、10の部位別のガンですけれども、大腸・胃・肝臓・膵臓・肺・乳房・子宮・前立腺・悪性リンパ腫・白血病、以上の10の部位別のガンの統計なんですけれども、簡単に申し上げますと、1981年、すなわち昭和56年、ガンが心臓病を抜き、日本人の死因の1位になったということで、それ以来、20数年間、トップを独走中であり、全国で約、今申し上げました10の部位別ガンで、全国で約30万人以上の方が亡くなっておられます。ほぼ3人に1人はガンが死因になっておりますけれども、これにガンが直接の原因でないものの傷害の内、ガンに罹患する可能性があるのは、男性が2人に1人、女性が3人に1人とも推計されるわけでありまして、これは、最後の質問に上げます介護予防にもつながると思いますので、さらに、本腰を入れ、せつかく予算も組んでおられますので、地域住民の皆様にも有効活用していただいて、今後も引き続き、啓発活動に取り組んでいただいて、いかに受診率を上げるかにかかっておりますので、先ほども言いましたように、課長もおっしゃっていましたように、努力していただいて、受診率の向上につなげていただきたいと思います。

それで、先ほど統計言いましたけれども、熊本県の場合は、年間、これ、2005年の資料なんですけれども、年間死亡数は5,025人、人口10万人に対して、平均死亡率が272.8人ということで、男性が332人、女性が220人、全国順位は、平均21、男が26位、女性が17位、決して胸は張れない数字だとは思いますが、全国に先駆けて、1980年にガンというのが死因のトップに立ったわけがございまして、特に、肺ガンで亡くなる人が九州に非常に多いというデータが出ていますので、何度も申し上げますように、受診率をアップしていただくよう、執行部として努力していただきたいと思います。

いよいよ最後の質問に入りますけれども、定例会初日に、町長へ今年度の予算の特徴は何ですかということで質問したと思います。その中で、町長の方は3つ上げられました。1つが機構改革、1つが草部・野尻地区の高齢化対策、それと3つ目が日の尾峠線の開通ということで、その中の2つ目に、町長が上げられました高齢化について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

そこで、熊本県の高齢化率、皆さんご存じだと思いますけれども、高齢者というのは、65歳以上の方なんですけれども、全国平均が、今、20%ですね。熊本県の場合は23.6%、184万人人口の約43万5,000人が65歳以上の高齢者の方でございます。高森町においては、現在、広報たかもりに載っておりますけれども、4月末日で、人口7,545人、高齢化率が31.89%、これ、人口に換算すると2,406人になると思いますけれども、特に、高齢者の方の対策の中身を質問してまいりたいと思います。

昨年度、改正介護保険法が施行され、予防重視型システムへの転換や施設入所者に対する居住費の徴収など、給付費の抑制を目指した各種施策が実施に移されました。高森町でも、この1年間、介護予防を中心に、様々な事業が展開されていると思いますので、どのような事業を展開されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君、自席からの答弁を許します。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） それでは、自席の方から失礼をさせていただきます、お答えをさせていただきます。

介護保険制度は、ご存じのように、平成12年度に始まりまして、8年目を迎えているところでございます。特に、今、お話がございましたように、昨年、18年4月に改正されました制度は、大変大幅なものでございました。それまで、大きな役割を担ってまいりました在宅介護支援センター、基幹型、それから地域型とあったわけでございますけれども、これらの双方の機能を持ちます地域包括支援センターというものが新たに立ち上げられたところでございます。

本町におきましても、直営方式で、センターが設立されております。制度改正の中で、特に、大きな見直しがなされましたことは、今、お話がございましたように、予防の件でございますが、従前の要支援、及び介護1の方々を対象といたしまして、介護予防に重点的に取り組みがなされたところでございます。設定段階で、要支援1と2に分け、介護状態にならないよう、予防プランを地域包括支援センターが直接作成をいたしまして、効果を細かく観察していく中で、また、状況に応じては、見直しをしていくということになっております。

基本的な介護予防の考え方は、安易にサービスに頼ることで、生活機能を低下させないようにすることであり、また、できるだけ介護が必要にならないようにする、また、必要になっても、それ以上、悪化させないようにするという点を力点を置いて行っております。

これとは別に、介護認定を申請されたけれども、認定が非該当ということになる

ことも当然出てまいります。この方々を対象として、生活支援事業というものがございまして、メニューといたしましては、調理をすることが難しく、栄養の偏りなどが見られる方を対象として、お弁当の配食を行う、食の自立支援事業、また、介護予防、地域支え合い事業として、病院などへ送迎をする外出支援サービス、それから、掃除や調理といったお手伝いをする軽度生活援助、デイサービスが受けられます生きがい活動支援通所事業、それから、心臓病などの持病をお持ちの方が、急に悪くなって、電話機等でも連絡がとれないと、特に、お一人暮らしの方の高齢者の方を対象にいたしまして、緊急時に直接消防署などに連絡ができる電話機を貸し付ける緊急通報装置貸付事業などがございまして、その他にも、保健師が中心となりまして、各地に出向き、行います認知症の予防教室や引きこもりがちな方々を外出させることを主眼に置いた地域交流集いの会なども、町独自の事業として、展開をいたしているところでございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） そこで、1つ、提案したいと思っておりますけれども、先ほど、数字65歳以上の方が4月末日で、2,406人いらっしゃるということを言いましたけれども、それ以上に、定年退職で、大体普通一般的に定年退職というのは、60歳ですけれども、ちょっと繰り上げていただいて、60歳以上の方、そういう対象者は3,000名近くいらっしゃるかと思いますけれども、そういう人達にアンケート調査等をとっていただいて、どういう介護予防を受けたいのか、町としてどうしてほしいのか、そういうアンケートをとって、それを事業に活かすやり方もあると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） アンケートの件でございますけれども、介護保険が始まります前の平成11年にお話のように、65歳以上の方をすべての世帯を対象として、アンケート調査しました結果は、まだ私どもの手元でございます。基本的な考え方から言いますと、お年寄りの方は、やっぱり施設があるから施設に入りたいという方、お一人もいらっしゃらない。ご家庭でやっぱり老後を過ごしたい。今の状況ですから、経済的なこともあって、どうしても、若い者の手を取るわけにはいかんということで、言えば、泣き泣きという言い方は悪いかも知れませんが、喜んで行ってもらえるということではなくて、やっぱりどうしても、家庭で手が届かないというようなことから、やっぱり施設等にお世話になっている方がいらっしゃいます。

私のように、アンケートを分析してみますと、そうならないような、予防をするということが、冒頭、議会が始まります前に、町長の方からお話があったのもそういうことですが、どこかにお一人の方とか、お二人暮らしの世帯が非常に山東部の方で多くなっているものですから、この方がどこかで集って、ゆっくりお茶飲み話でもできるようなところを整備して、そこに保健師があり、私どもの方の看護師等が行って、いろんな話をする、健康診断もしてあげる、お医者さんでございませんで、医療行為はできませんけれども、そういう生活を、日常生活のアドバイスをするようなところを少し考えてみれということで、私は指示いただいているところですが、アンケートを今からするというのは、非常に、今お話がございましたように、65歳以上の方でも2,500人以上の方がいらっしゃいますし、60歳以上になりますと、お話のように、3,000名近い方がいらっしゃるだろうと思いますので、この方々、お一人お一人のすべての意思確認をするというのは、難しいかもわかりませんが、冒頭申し上げましたように、私どもの方から出かけて、各地区の公民館等に出かけて、ご高齢の方にお集まりをいただいて、その中で、いろんなご意見を拝聴しながら、今後の介護保険等、それから、高齢者対策にかけていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） はい、ありがとうございました。

今、課長のお話の中にありました地域に出ていって、いろんな施策をするということで、各地域には、既存の立派な施設がございまして、そこを核として、今後、積極的に運動を展開していただきたいと思います。

それで、日本の場合は、福祉と一口で申しますけれども、日本の場合は、中負担・中福祉、北欧諸国なんか見ると、高負担・高福祉、こういうことは、非常に難しいかと思えますけれども、高森では、低負担・高福祉と言われるように、今後、一生懸命、特に、65歳以上の方の高齢者の方の介護予防ということで、取り組んでいただきたいと思いますので、課長、もう一度、積極的にやるんだということをお示しいただきたいと思います。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 佐伯秀和君。

○住民福祉課長（佐伯秀和君） 当然、これ、私どもの課だけで対応できるということではなく、もうこれは、町長が冒頭にごあいさつがあったということは、全庁挙げて、そういうことに取り組む、それから、私どもの方にすべての情報をいただい

て、各地区に民生委員さん等もいらっしゃいます。このあたりの方々とも、それからボランティア活動、今日は傍聴していただいておりますが、各地区の婦人会の皆さん方等もいろんな方が情報等を共有されておりますので、私どもの方にいただきまして、その中で、私どもの方の、特に、介護保険担当の職員が3名、正規職員でございますし、他にも嘱託職員、それから、社協の出向職員等もいただいて、万全の体制で臨んでいくということにいたしておりますので、そういうことを含めて、全庁的に取り組んでいく課題であろうというふうには考えております。

お話のように、一生懸命やらせていただきます。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） いろいろ質問いたしましたけれども、課長の方では、今の元気をずっと大事にというキャッチフレーズで、そういう啓蒙・啓発活動と言いますか、いろんな運動を展開していただきたいと思います。

私、初めての質問で、時間が1時間ということで、53分ぐらい経ったと思いますけれども、拙い質問でしたけれども、今後、この質問をいたしましたことを検証しながら、積極的な質問に心がけていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくをお願いします。

今日は、どうもありがとうございました。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。11時5分から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） おはようございます。1番議員の立山君に続き、私も新人ということで、本年度、議員ということで、一般質問に立たさせていただきます。

初会の初日に、町長より本町の一次産業が農業であるという、本当に私達にとっ

て、頼もしい発言がございました。私も農業をしている傍ら、これは、農業にも力を入れてくれるかなど、本当に頼もしく思っているところでございます。

私も3つほど質問を行いたいと思います。第1番目が、農業振興についてということでございます。それから、2番目に、中心街のまちづくりについて、3番目に、中心部の防災対策についてということで、この3つについて、質問をさせていただきます。

第1問の農業振興についてということでございます。現在、国・県、それから当町内においても、本当に厳しい農家情勢が続いているわけでございます。それに増して、国で品目横断的経営安定対策が進められている現状でございます。町として、この対策をどのように検討しているのか、本町において、この対策は水田以外の作物があまりメリットが見えないという感じがしているわけでございます。経営安定対策は、大豆・麦・甜菜などに対する価格と水田所得基盤確認対策や担い手経営安定対策を廃止して、個人では4ヘクタール、法人化として20ヘクタールというとてもつもない面積を打ち出しているわけでございます。この品目横断について、本町に当てはまる場所は本当に少ないのではないかと考えています。

今後、町としては、この対策をどのように考えておられるのか、町長に答弁をお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 2番議員のご質問にお答えを申し上げます。

今、全く答弁をする前から森田議員のお考えに同感でございます。いろんな国の政策によりまして、担い手対策、とても国の重要な政策であることは、間違いないんだと、私もそのように思っております。ただ、本町にそぐうのか、合うのかというのが、少しだけ考えが違うんですよということを今、申し上げたいと、その分につきまして、全く森田議員と同感でございます。

私も思いますには、今、おっしゃいましたように、品目的横断、いろんな諸問題がございます。私どもの町ももっと大きく基盤整備ができる状況とか、いろんなものがあれば、また別ですけれども、やはり、どうしても、同じ地域で、今おっしゃいましたように、4ヘクタール、20ヘクタールと、集団的には20ヘクタール、きっと森田議員のところにもご相談に行ったかと思っております。各地域を私どもの方も回りまして、ご説明を申し上げてまいりました。全然マッチするところはないのでした。いかに国の政策が農業については、本当に無責任なやり方かなと、本当に腹立たしい思いを、私自身もしております。

いろんな昔から、農というのは、国を支えるということでございますから、私どもの町も農を支えるということは間違いございませんが、あまりにもかけ離れた政策が地方に合った政策ではなく、何かおかしい政策がまかり通ると、未だに米1つのお値段にいたしましても、国の政策によって変わる、悪い言葉で申しますなら、東京の人達がお出でになりまして、「わあ、今、田植えのありよって、のどかない雰囲気ですね」ととてもおっしゃる方がおられます。植える人達は、とてもじゃない、半分な減反しなさいと、作んなすな、米はまた下げますと、そんな話がまかり通ること自体がおかしいわけでございますけども、しかし、これも国の政策であれば、致し方ないというのが、今の現状です。

本当に私どもの町に決して、この品目的横断とか、いろんな手当がございます。いろんな国からの支援もあってございますけども、その中にもやはり、私どもが今一番思うておる、直接、今、中間地直接払い等ございますが、森田議員の質問とは関係ないように見えますけども、直接払いとございます。国から半分、50%来ます。県からも来ます。町からは約25%、今、農業をその直接払いに年間に国・県・町を合わせまして、約1,700万円ほどのお金を払ってございます。町の負担金がちょうど460万円ぐらいになります。それが今、11団体と1つの地域的に、もちろん、諸条件が整ったところです。段々畑があつて、20%勾配が付いたらいかんとか、いろんなものが整つて、初めて、そういう中山間地の直接払いというのがございます。全部町中でそれが想定するかと言いますと、今度は、町中には全然そぐわないと、あくまでも、どっちかと言えば、山東部と言いますか、やはり、草部・野尻に多く適所です。うちで言いますならば、私どもがおります、今、南在の方に当てはまるんじゃないかなと、そのようなことを思っております。町全体に決して、この町の中にそういう市街地に全然そぐわない話でございます。町中にも、本当に一部分の自然環境を守れ、いろんな環境を守るのは当たり前でございますけども、その分について、今なつてきている、今、私も今、森田議員がおっしゃいましたように、この品目的横断というのは、私どもの町にはそぐわない。どがんすつとですかと言うとですよ。どがんすりゃ、うちあたりにそういうお金を守っていただけますかと、本当に農というのは、私どもの町だけで、1町で、できるというのは、限度がございます。やはり、国・県、いろんな援助、また、応援を受けないことには、やっていけないのが現状でございます。いろんな機構的なものにつきましては、いろんな転作につきましては、担当課長の方が申しますけども、私自身は全くそういう気持ちで対応し、本当に高森町に合った、そういう農業政策

でなからにやいかんと、そのようなことを考えておりますので、ご理解いただきますように、重ねてお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君、答弁席から。

○産業観光課長（後藤正三君） 今、ご質問のありました件ですけれども、私達も品目横断的経営安定対策というのは、どういうものかと、いろいろ調べてみました。今、おっしゃったみたいに、認定農業者で4ヘクタール以上と、集落営農組織で20ヘクタール以上ということで、その中の事業として、生産条件不利補正対策と収入減少影響緩和対策という2種類ございますけれども、生産条件不利補正対策につきましては、もうすでに大豆とか植えておられるところじゃないとできないと、過去の実績があると、じゃあ、高森町で該当すれば、収入減少影響緩和対策だと思います。その中で、今、森田議員さんからお話がありましたように、私どもの方では、平成17年、この指針が出されて、平成17年度から農家全体に呼びかけて、説明会、各地区説明会、その後に、別な会合があった時も説明会を開いております。その中で、やっぱり意見が出ましたのは、まず4ヘクタールの問題と、もう1つ、さっき奨励作物がありましたが、米・麦・大豆・甜菜・でんぷん・原料用馬鈴薯となっていますけれども、本町で該当するのが、米と麦と大豆でございます。その中で、米につきましては、共済に掛けてあるものと見なすということで、減収とか、災害が出た場合には、その保険で補てんするものということで、まず、米だけでやった場合には、品目横断で、何も経営的に国の補助があるわけでも何でもないとということで、それから、大豆につきましてはですけれども、大豆につきまして、見てみますと、統計調査等で見てみますと、12トンぐらいを高森町で栽培されているということですが、じゃあ、販売額を見てみますと、1,000万円ぐらいということになっています、統計調査上は。その統計調査上で見ますと、1,000万円程度ということで、集団的に、大豆とかが生産されて、販売はほとんどされていないと、自家消費がほとんどと、小麦等につきましては、もうまずほとんど生産の状況がないし、販売は全くありません。ということで、まず、条件からして、米と麦と大豆の品目横断につきまして、まず、高森で非常に難しいということと、まず、それと、今、言いましたように、じゃあ、ないのであれば、米だけであれば、全く補てんが何も見られないということで、この事業が果たして、高森に適当なのかなということで、今ちょっと考えております。

それで、まず、私達の方で、前回17年度からありました会議とかで参加者も少ないものですから、農家の方がどういう考えでいらっしゃるかなというのもよくわ



からないんですけども、参加された中の方の意見とかを、事前の書類を踏まえまして、今後、これが可能、まず、対策事業そのものが可能なのかなというのを私達の方では検討していきたいと、これにつきましては、農家の代表の方、農業団体ですね、農協と私達、産業観光課の方で、まずは、その検討をちょっとしてみたいと思っています。それから、ある程度、可能性があれば、説明会等を再度、開催というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、産業観光課の方から説明がございました。私もこの問題について、農協の理事もしております、本当に苦悩しているわけでございます。現在、この問題につきまして、阿蘇市では、60集落ほどができていたというような話も聞いております。この集落問題は、現在進んでいない地域は、本町・蘇陽・西原・波野・産山、どこの地域を見ても、もうご存じのように、棚田が多くて、本当にこれからこういう棚田で農業がやっつけられるのかという疑問が生じるわけでございます。

私達、農業者については、農業ばかりではありません。環境問題も重複しております、本当に担い手も少ない、それから、農業も高齢化しております。今後、このような高齢化、担い手不足のところを、町長としては、どのようにお考えなのか、お願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君、自席からの答弁を許します。

○町長（藤本正一君） 大変難しい問題かと思えます。今、いろんな、今おっしゃいましたように、高齢者、大変多くなっておりますし、また、農業者離れ、また、跡継ぎがないということで、農地等が荒れているのが現状であろうかと思っております。何とかして、今、後継者をつくらうと、また、その後継者の中にも今、おっしゃいましたように、認定農業者でなからにやいかんとか、いろんな諸問題がございまして、やはり、今、私どもが思いますには、やはり、地域的に国の政策によって、とても大きく左右されているのか、現状であろうかと、そのように思っております。

ハウス園芸、高冷地野菜とか、いろんな作物はできておりますけども、それに対して、うちの町自身がまだまだ昔の高冷地野菜というのは、一つのブランドでございましたが、今、全体的に、どこも高冷地野菜を作ったと、このようなことで、苦慮すること、また、少し品不足になれば、大きな国から中国、いろいろなところか

ら即輸入してくるとか、いろんな国の対応がそのようになっております。なかなか、私どもの町で直接、これというのは、できておりませんが、やはり、環境問題、いろんな水の問題、いろんなものを考えますならば、やはり、この状況を守っていくのは当たり前、正直に申しまして、この環境、水、この住環境、また景観、いろんなものがございしますが、逆に言いますなら、都会の方々がお出でになって、これはすばらしいと、すばらしい住環境のもとで生活、自然というのは、これほど、うちは自然環境の十分できている、今、東京の人が来て、もっと環境をやりなさいというのは、嘘です。高森町は、これが自然、最高の環境です。それを時たま来て、あれは守れ、これは守れと言われても、守るためには、守っていくためには、生活をせにやいかん。生活をするためには、ちゃんとわかっていることは、やはり、何らかの形で援助を受けていかにやいかん。そのあたりを守れ、守れだけじゃなくて、やはり、今、熊本県も環境税、いろんな森林、500円ずついただいております。4億円ぐらいになるそうでございますが、それも山林の方に優良間伐材とか、また、原野の荒れたところに木を植えて、水を守るという意味だと思いますが、そういう意味でお金を使っただいております。

やはり、国の方は、足りない時にはよそから買ってくる、余った時には、値下げして買わない、いろんな消費者間のニーズが変わってきたのも事実でございますけども、やはり、そこら辺のが、なかなかうまく、これという対策ができないのが、現状です。これというのが、本当にありません。どのようにしたらいいのか、わからないのが現状です。どうか、私自身も一生懸命そのことに関しましては、努力をし、そして、議員の皆さん方と一緒に、今後、研究努力、そして、何が高森町に一番ふさわしいのかをするべきであろうかなと、そのように思っております。決して、無責任ではございません。やるということは大事ということは百も承知でわかっておりますけども、なかなかこれを守れ、あれ守れ、いろんな条例とか、いろんな改正案になってきますけども、やはり、町の長として、これという気持ちは十分、守らにゃんということはわかると、ばってん、その部分がどのように施策をしたがうまくいくものか、なかなか今のところ、名案がないのが現状です。

今後とも一緒に、どうかひとつ、またご支援をいただきますように、お願いいたします。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、なかなか厳しい町長の発言でございました。本町において、私も4年前ほどから、町長もご存じのとおり、肥後むらさきというなすびを、

現在作っておるわけでございます。これが、私も現在作っている以上、どうにか、町の特産物として、振興していってもらえないかと思っております。この肥後むらさきを私が4年間手がけていますけど、手を掛けたしこはお金も取れます。こういう品物を町の基幹作物として、今後、町長一丸となって、高森町に行ったら田楽、なすびというような、こういうことを訴えるように、今後、お願いします。

それから、今の質問は終わりました、次の質問に入ります。

中心部のまちづくりについてということで、少しお伺いいたします。

私も、毎日、町の中を車で往復しているわけでございますけど、本当に、町の中を見てみますと、危険な建物、それから、空家・空き店舗が多く見られるように思います。このような空家・空き店舗を本町としては、どのように考えておられるのか、特に、県道停車場線、通常横町の旧松の子の物件については、大変危険な空家と思いますが、ましてや、学校の通学路となっております。現在は、地域の人に聞くと、「ここはもう学生は通らん」ということで、「上の道に回ってもらっています」ということで、話を聞きましたが、もし、事故が起きた場合、町、それから、これは県道でございますので、県としての対応はどうされるのか、ご質問します。町長、お願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 森田議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

ご指摘の件は、県道高森停車場線、横町のところだと思いますが、ご承知のとおり、県道に面したなかなか個人的な建物でございまして、法的に、町といたしましても、手立てができていないのが現状でございます。同じように、県におきましても、対応に限界があるという返事をいただいております。

しかしながら、今、森田議員がおっしゃいましたように、日常的に通行される町民の方々の安全が侵されるということであるわけでございますから、何らかの対策を講じなければならないと思っております。今後、県当局とも、県道に面した部分、それも話し合いながら、また、いろんな調査をいたしましたところ、個人の持ち物がいろんな担保物件とかいろいろございまして、なかなか一概に、はい、明日こうしますというわけにもいきませず、また、個人的な私有物ということで、また、町の財政を使ってやるような品物でもないようなところでもございますものですから、今後、住民の方々が危険がそぐわないように、早急に対策をしたいと、今まで、その横町の危険の空家につきましては、いろんな諸問題をしておりますので、総務課長の方から、内容につきましては、ご説明を少しだけ申し上げます。

で、よろしくお願いたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） おはようございます。

2番議員、森田議員さんのご質問でございますけれども、旧松の子の、その他にも危険な家屋が見受けられるということでございます。私どもといたしましては、建物の持ち主さんに現状をお伝えし、これは、写真等を付けて、危険な状態にありますので、近隣の建物、また、通行人に迷惑を掛けておりますので、いずれかの対応をしてくださいますということで、文書をもって差し上げております。

ところが、ご存じだと思いますけれども、債権者等もおられるということで、何分、本人さんにしては、もうそれ以上の自分でやる能力はないということでございます。

そういうことになってきますと、今後は、民法上等の問題が出てくるわけございまして、その建物を所有者なり占有者は、被害を与えた時は、損害を賠償しなければならないということになってまいります。

通行人についてはどうかということになりますけれども、県道でございまして、道路にある箇所につきましては、道路管理者である県ということでございますけれども、県の方も道路に面した部分ということでございますので、それも道路法上の制約を受けてまいります。例えば、物が落下してくる、ガラスが落ちる、建物が破損して壁が落ちるといふのにつきましては、当然、道路管理者は、占有者の許可を取らなくても、当然、道路の安全上、それを除去することができます。また、この除去にかかった費用につきましては、請求を占有者にすることができるということでございます。

いずれにしましても、私権の問題でございますので、当然、相手方に負担をしていただくというのが、法律でございますので、特に私権と私権の問題に、いわゆる民事不介入というのが、行政の法律上の立場でございます。

ただ、安全ネットといいますか、予防ネット等を張った折りには、ここ数年来の台風とか強風の襲来によりまして、結局、近隣の住民の方、通行人に生命・身体・財産に危害を強く及ぼす可能性があるということから、町がとった緊急的避難の観点からしたということでございますので、これにつきましても、本人さんが支払うということでございますけれども、当然、相手の方がそういう余裕がない場合は、町の方の負担になってくるということでございますので、そう危険な個人の建物を取り壊すとかということではできませんので、今後とも本人にそういうふうなお知らせ

せなり、通告なりをしていく他はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、総務課長からの返答がありましたけど、この物件については、外壁構、それからコンクリがもうはがれ落ちそうになっております。本当にいつ事故があってもおかしくない物件でございます。県・国と相談されまして、一生懸命、この物件の今後の対応について、お願いしておきたいと思えます。

それから、天神地区の空家について、ちょっと少々、述べたいと思えます。今、総務課長の方から空家も個人の家だから、得手勝手には町としても扱えないということでございます。もし、空家の中で、火災でも発生した場合、大変なことになると、私は常々思っております。このことについて、本町としても、どのような対応策をとっておられるのか、町長にお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、町中に大変空家等が増えて、言葉は悪うございますが、歯が欠けたような状況が続いているところでも、現状でもございます。現在、いろんな町の中心部の空家につきましては、後継者不足、また、不景気によります商店の方々の閉鎖ということで、そのような空家が多くできております。いろんな感じを見ますと、やはり、町の中を見ます時には、いろんな利便性、これは、もちろん住民の方々も一緒でございますが、いろんな利便性を考えながら、住宅が建ったり、住宅がなくなったりとしている現状でございます。こっちのバイパスの方ですね、325の方は住宅が建ち、大型の店舗が来る、いろんな問題ができております。どうしても、町部の旧商店街の方がそのような感じに見受けられますが、見受けられるというか、そのようになっているのが現状でございます。

そういうことがないように、今、そういうことを何とか解決しようということで、観光交流センターというものを中心街の町の旧中心街の活性化の拠点づくりということで、お願いをし、今、昨年からオープンをいたしているところでございます。今後、利活用につきましては、議員の皆様方と一緒に十分ご相談を申し上げながら、今後の利活用には考えていきたい、ただ、まちづくり、店舗がなくなる、住宅がなくなる、これはなかなか町に相談があるわけでもございませぬし、何とも返答に困っております。不景気だから、借錢して逃げらしたばいというわけにもいきませぬ、誰もおらっさんけん、家がつぶれたばいというわけにもいきませぬ、何とお答えをしていいか、どうにも、たった今、きれい事で言いますならば、何とか残

っていただきまして、町の活性化のためにやるというぐらいは、答弁のしようがございません。どうかご理解いただきますように、お願いいたします。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 災害が発生してからでは、本当に取り留めも付かないことになりかねますので、この点をよく町としても、お考えいただきまして、対応の方をお願いしておきます。

続きまして、中心部の防災対策について、質問したいと思います。

私も選挙中、町の中を歩いて回って見たわけでございます。消火栓及び防火水槽が本町において、本当に少なすぎるような感じを受けまして、特に、一昨年の旭通での火災、起きた火災は、本当に水もなくて、中学校のプールから水を引いたという話を聞いております。

もし、旭通地区辺に、プール、それから防火水槽、なかったのでは、大変な大火になっていたのではないかと考えているのですが、その辺につきまして、町長のお考えをお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、森田議員がおっしゃいましたように、本当に昨年の6月の町の中心部で火災が、大火災が発生しました。3世帯の方々が被害に遭われたわけでございます。本当にその時、思いましたのに、いかに防火水槽が必要だったかなと、本当に痛感をいたしたところでございます。その時は、今おっしゃいましたように、中学校の旧プールが、今回は解体いたしましたけども、旧プールの方から3台もつないで消火に当たりましたというようなお話を聞いたのも現実でございます。

私どもも、今、中心部の防火対策につきましては、何とか、全体的などの方向からも、防火のための防火水槽が利用できるような、そのような対策をとということで、今、お願いをいたしているところでもございます。いろんな施設とか、いろんな各地域に防火タンクと言いますか、防火槽ができております。いろんな工場地帯につきましても、各工業団地にも自前の防火槽をつくっていただいておりますことと、それと、少し、今、危惧いたしているところは、住宅があまりにも早くずっと建っておりまして、まだまだ本管等がまだ設備ができておりません。本当に今、本管を引っ張っていつております。まだ、本当の意味での消火栓が設備ができていないのが現状です。できるところから、急いで、住宅の方にまだまだ私どもの方から行政の方が間に合っておりませんが、今、急いで、各地域に消火栓、初期消火

ができるような、そのような消火栓を設置ができるように、今、急いでおります。

一番メインになっておりますのは、中心街はもちろんそうでございますが、一番今、こちら新興住宅が、国道325の方にできております。それを急いで、本管を建設を着実に今進めているところでもございます。

また、町の中心街のこの前の火災の一带から申しますならば、本当に防火槽がないということで、本当に心傷んでいるところでもございます。県・国の方にもお願いをして、何とか、タンク自体はよくわかりませんが、3,000トン級くらいの防火槽を1つ、町のど真ん中に、それから各方面に消火ができるような、そういう体制をとということで、今、計画を総務課の方にも指示をいたしております。いろんな各地域に消火栓、防火水槽と、いろんな利用につきましては、総務課長の方からまた、答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君、自席から答弁を許します。

○総務課長（岩下健治君） 自席から失礼をいたします。

ただいま、町長からお話がありましたように、防火水槽、消火栓については、少ない感があるということでもございます。これは、国が示しました消防力の基準というのがありまして、当然、毎年、国からの調査がまいってきております。

その中で言いますと、市街地においては、充足率は60%弱ということでもございます。それにどう対応をするのかということになりますと、私達総務課の方でも消防、防災という担当までいたしております。特に、消防団の皆さんには大変お世話になっておるところでもございますけれども、予防消防に努めるということ、先ほどの空家にもありましたように、春秋の火災予防週間には、当然、消防団にお願いをいたしまして、そういうところの見回りもやっていただいておりますし、年末につきましても、年末警戒等で大変ご苦勞をおかけしておるところでもございます。

防火水槽もさることながら、消火栓と、今、町長が整備をやっていきたいということでもございますけれども、この消防力の基準によりますと、本管が150ミリ以上についた消火栓のみを公設分としてカウントするということでもございますので、実際の数と150ミリ以上ということになりますと、町中には19カ所しかその消火栓はございません。あくまでも、あとは、100ミリなり、75ミリなり、極端に言いますと、山東部の方では50ミリに付けてある消火栓もあるということでもございます。当然、これにつきましては、圧が足らないので、基準に合っていないということでもございます。

初期消火並みの安心と言いますか、初期消火ができれば、それで足りるわけです

けれども、私達といたしましては、公共的施設整備事業によります補助事業等で、地元土地を提供していただき、補助事業で整備をしていただく、その横に消火栓を付けて、防火水槽の補給水とするというのが、一番かというふうに考えております。

先ほど、防火水槽の新設の話が出ましたけれども、また、工業団地の中にも100トンの防火水槽がすでにあります。また、青山製作所さんの増築によりまして、もう1基、防火水槽もつくるというふうに予定を伺いしておるところでございます。町におきましても、市街地区に、先ほど申しました1基の防火水槽の計画ということで、平成24年度に計画をいたしておるところでございます。

何にいたしましても、まずは、初期消火が、とにかく大事でございます。ご家庭にも消火器なりの設置を消防からもお願いをしておりますし、平成23年度からは、いわゆる火災の探知機も既存の住宅にも義務づけられております。とにかく、初期消火が大事ということでございますので、ご理解をよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君。

○2番（森田 勝君） 今、総務課長の方から話がありましたように、私が町を歩いていますと、消火栓の標識もあまり見えない、防火水槽の位置も確認できないというような、大変町としては、本当に何をやっているのかという疑問さえ思います。このような標識を町民にもわかるように、はっきりした位置に据え付けてもらいたいと思っております。

私も1回目の質疑ということで、自分なりに町を見回して、本当に今後のまちづくりに一生懸命やっていきたいと思っています。どうぞ、議員団と一緒に力を合わせて、まちづくりのためにがんばりますので、よろしくお願いします。

これで、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三森義高君） 2番 森田 勝君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 3番 田上でございます。

私も1番議員、2番議員さんと同様、今回、初めて、このような発言をさせていただき機会をいただきましたことを感謝を申し上げるところでございます。

私は、大変、先ほど来、話題にもなっておりますけれども、農業が大変厳しいという高森町一番の産業であるこの農業が厳しいという環境の中で、農業一本に絞っ



て質問をさせていただきます。先ほど、2番議員の森田議員がご質問を少しされましたので、もしかすると、かぶる部分もあるかもしれませんが、お許しをいただきたいというふうに思います。

まず最初に、今、本町におきましては、第一の産業が農業であるというような取り組みをなされておられますけれども、今、大変厳しい環境の中で、農家の不安というのは、非常に大きいわけがございます。町も全力を挙げて農業振興策というのを進められておられますけれども、なかなか具体的な部分、具体策というのが見えてこないのが、農家サイドの見方ではないかというふうに思っております。

その中で、まず最初に、町長さんに、本町における農業の位置づけと今後これらとらえるであろう具体的な施策等、ございましたら、お伺いいたしたいと思ます。町長、よろしくお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 3番議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

先ほど、2番議員さんの方のご質問にも申し上げましたように、本当に基幹産業、私どもの町の基幹産業、よく話しますが、なかなかその対策はできていないと、本当に心苦しく思っているのも現状でございます。

やっぱり、今、いろんな農家を取り巻く情勢というのが、大変厳しいものがございます。それと、農家数の減少、また、高齢化が大変進んでおりまして、特に、高齢化、農家の減少を解決するために、輸入物産物が大変増加をいたしておりますし、流通の変化によります、また、農産物の価格も大変低迷をいたしておりますし、農家の所得も減少しているのも現状であろうかと、そのように思っています。

このような中におきましても、本町におきましても、地域特性を活かしました多様な農産物の生産の展開と、他産業並みの所得がとれるような、その確保に少しでも近づくように、今、先ほど、おっしゃいましたように、肥後なすの、生産の高い自立経営ができるような、そのような高森町の1つのブランド的なものが必要であるかと、その自立経営に対しましては、その育成に必要なものを応援をいたしているところでもございます。

さらには、私が、今、思いますのは、やはり都市と農村との地域、お互いの観点が、なかなか相違、うまく合っていない部分がございます。大変、消費者ニーズが多様化をいたしておりますし、キュウリはまっすぐなからにやいかんとか、曲がったキュウリはいけませんとか、わけわからん、私どもに言わせればですよ、東京の人はわかりませんが、私どもの言わせれば、別に曲がっていたら、別にキュ

ウリの味が大根になるわけじゃございませんし、とてもおいしいものでございますということは、自信满满、曲がった方が、キャベツでも虫がついた方がおいしいに決まっています。しかしながら、虫も食わんとば、よその人はほしがる。なかなか、そのギャップが合っていないというのが、私どもの今の現状であるかと、そのようにも思っております。

しかしながら、やはり、商品化し、また、所得を得るということになれば、そういう理屈ばかりでは、お金になりませんものですから、やはり、所得を得るためには、やはり、その消費者ニーズに合った製品づくりをやるということが、当然のことかと思っております。そのあたりをいかに、私どもが、今後、バランスのとれた商品づくり、できますことなら、ここ数年前からよくお話がありますように、地産地消ということが一部分になりました。最近、少し薄れたような気がいたしているのも現状です。

そういうことを含めて、今後、町の農業、また、農家の方、またいろんな農家の方ばかりに限らず、畜産にいたしましても、いろんな種、ジャガイモをつくる農業化にいたしましても、そういう面も含めまして、今後、進めていかにやいかんと、そのように思っておるところでもございます。

その中で、やはり、今、先ほどから2番議員さんがおっしゃいましたように、いろんな認定農業者の方々と一緒になって、その認定農業者の方々にリーダー役を背負っていただきまして、そして、町の農業全体の底上げをしていただく、牽引をしていただく、引っ張っていただく、それが一番今農家全体の底上げにつながるものと思いますし、また、それを底上げをするために、行政といたしまして、側面から応援をしていくと、これが一番理想的じゃなかろうかなと、今までの国の政策で、これつくればこうする、これをつくれば何十%補助するとか、そういう感覚じゃなくて、本当の意味での農家の方々の自立を目的とするならば、それを私どもが側面から応援しているのが、一番農家の方々に努力をしていっていただきたい。ただ、農家の位置づけ、私どもの町におきまして、農家の位置づけというのは、いつも申しましたように、決して、高森町の基幹産業であることは間違いございませんし、それは肝に銘じております。その辺も含めまして、今後、一緒に3番議員さんもお骨折りいただきたいかなと、そのように思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 大変、町長、一生懸命取り組んでおられるというようなことで

ございましたけれども、現在、町のいろいろな国・県等の施策への取り組み、大変あまりにも消極的すぎるような気がしてならないわけでございます。

取り上げてみますと、国が今、一番取り組んでおります、先ほど来、言われておりました中山間地の直接払いですか、そういう事業等につきましても、集落営農団地の結成等につきましても、本町、隣接町村比較しますと、相当な遅れがございますし、また、中山間地の、先ほど申されました20%傾斜地ですか、その事業につきましても、他町村におきましては、放牧地、あるいは畑地等も対象になる、当町においては、水田だけというようなこと、それから、もう1つございますけれども、農地・水・環境保全向上対策事業ですか、これについては、財政難の理由で取り組まないというような、今日、新聞を見られた方はご存じかと思えますけれども、確か、錦町でしたか、議会の方がそれを取り上げるようにというようなことで、可決したという話載っておりましたけれども、そういう点を考えますと、どうも、第一の産業であるという取り扱いにほど遠いような内容ではないかというふうに思いますが、町長、いかかでしょうか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、ちょっと具体的な国の方の対策の方の名前が出ましたが、中山間地域直接支払制度というのがございます。これは、いろんな諸条件が20%とか、いろんな諸条件がございまして、どうしても、やっぱり山東部の方にあると、ただ、牧場は、ちょっと私も聞いていないのが現実で、ちょっと担当の方から申します。

また、今、新聞に報道がございましたように、農地・水・環境保全向上対策というのが、去年の8月からできてございます。これは、今年度からいよいよ制度に載せるという事業でございまして、だから、今回、錦町か鏡町さんは、町長さんがその制度はお金がないからやめますと、今度、新事業に載せませんというような意味合いでなかったかなと、そのように、その新聞のですよ、ほんなところはわかりませんが、そういう意味合いであったかと、ほとんど、この農地・水・環境保全向上対策と申しますと、熊本県、まして、私どもの山東部は、ほとんど参加してございます。また、今からが、これを町が取り上げていく部分です。今からです。これは間違いございません。今からが本当のところでございます。いろんな隣組とか、昔の集落的な地域的に側溝を皆で掃除しようと、夏草をきれいにしてしましましょうと、そういう一つの制度の昔良い制度だと思うんですよ。今一番希薄と申しますか、なかなか隣の人と隣の人がうまくいかんとか、何かちょっと希薄な部分

が、大変薄れました。本当は、昔は、隣近所というのは、兄弟みたいなものだったのが、少し希薄になっている部分を再度、そういうものについて、補助しようというのが、こういう制度のように書いてございました。今から、私も当然一番大事なことだろうと、なぜ大事かと申しますと、これほど、地域的に高齢者が多くございまして、また、高齢者の方々ばかりでございますから、できる限り、いろんな足が少しぐらい痛んでも、一緒に道草切りをしたりとか、側溝の掃除はできんにしても、一緒に会話することにおいて、地域のまとまりが上がる、どうしても、これは私自身は、農地・水・環境保全向上対策には必要であろうかと、そのように思っております。また、利用は今からでございます。今からが本当でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 中山間地直接支払の状況ですけれども、今、お話がありましたように、中山間地につきましては、畑地、いろんなところもよろしいわけですけれども、うちでは水田地域を中心にやっているそうでございます。それにつきましては、全部で11地区でございます。大体金額にしまして、1,660万円ぐらいを支払っております。

それから、これにつきましては、国2分の1、県4分の1、町4分の1ということで、今のお話にもありましたように、全体的に広めてはどうかという話ですが、当然、これも財政状況も踏まえまして、これについては、そういう限定がされていたということを前担当者に聞いておりますので、これにつきましては、また、新たにそこを広げるか広げないかというのは、今後、検討していきたいと思っております。

それから、農地・水・環境保全対策についてですけれども、これにつきましては、中には中山間地直接支払と非常に似通った部分がございます。中山間地もそうなんですけれども、基本的には、環境を守っていこうと、荒地とか、そういうのをなくしていこうという環境問題ですけれども、もう1つの環境保全向上対策につきましては、似たような感じでございます。単純に言うと、中山間地と似ていると、違う部分もございますけれども、中山間地の場合には、集落はまとまってやると、環境保全向上対策の方につきましては、今度は非農家が、農家じゃない人達が入って、共同で環境を保全しましょうということでございます。これにつきましても、事業については、非常に似通っております、うちで、例えば、高森町でやる場合には、共同活動支援交付金事業といいますかね、それが環境保全対策と、他の事業もあるんですけれども、それは、営農集団で、農薬を5割に、今使っている、県の基準なら県

の基準を5割以下に落とすとか、そういうのを共同でやるとか、そういう事業と、大きく分けて2種類ございます。

その中で、共同活動支援交付金というのは、非農家と共同でやるということで、以前から言われていました。町の方につきましては、現在、村山牧野環境保全団体ということで、村山牧野が以前もグリーンストックでつかわれていたんですけども、これにつきましては、野焼きのボランティアを共にされて、原野の野焼きの部分についてを、今度、この新しい対策事業で実施するというところでございます。

これにつきましては、単純にボランティアが来て、草原を焼けばいいかといったら、そういう問題じゃございませんで、当然、そういう環境資源を守ると、そういうことと、例えば、農道の破損箇所整備とか、牧柵の修理とか、そういうのを総合的に含めて行うようになっております。その補助金がどのくらいかと言いますのは、中山間地域と同じなんですけども、田でいくら、畑でいくら、採草地でいくらというふうになっております。その4分の1を町が負担ということになっております。今言いました財政的な話をしますと、じゃあ、全部やってしまうと、どのくらいの金額になるんだというのは、私達も試算していませんけども、4分の1の町の負担でも、かなりの金額になってくると思います。それで、そこら辺の財政状況と、こういう事業を進める重要性とのバランスをとりながら、ちょっと、今後、検討していこうかなとは思っております。

今言いました環境保全につきましては、地区説明会等は、何か聞いた話によると、事前説明会とか、ほとんどあっていないということは聞いております。今言いましたように、説明会して、要望されたら、高森町が全部受けられるかと言うなら、そういう財政状況も踏まえた場合に、すべてを受けられることはできない可能性もあります。ですので、中山間とこれと非常に似通っているんですけども、中山間地を受けられる方は、こっちが受けられないということじゃなくて、明確にそれははっきり区別をやらなくてはいけないというふうになっています。だから、中山間地でやっていけば、環境保全の方はやって、重複にもらえるという性質のものではありません。

そこら辺につきましては、中山間地も、農地・水・環境保全向上対策につきましても、やっぱり私達も財政を今絞って、以前は、私、財政担当でいましたんですが、財政を絞ってきていましたので、それを進めるに当たっては、財政とも協議しながら、全部が出てきた場合には、ものすごい金額になりますので、そこら辺は協議しながら、今後、検討して進めてはいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 概要につきましては、わかりましたけれども、特に、中山間地につきましては、畑地、放牧地なりが該当するというようなことであれば、特に、草部・野尻地区においては、畑作地帯が多いわけでございます。やはり、そういう部分への対策というのも、是非、加えていただくことが、町民への公平なサービスではないだろうかというふうにも思われますが、町長、よろしくをお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、担当課長も申しましたように、できる限り、財政の許す限り、ご支援を申し上げるということでございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） それでは、今の答弁のように、できる限り、山東部、特に、畑作地帯、今、大変、特に、畑地帯厳しいわけでございます。これからの対応をお願いしたいというふうに思うわけでございます。

それでは、私は、農業振興については、日頃から、行政と経済団体であります農協との連携が大変必要ではないかと、重要な位置づけとして考えておるわけでございますけれども、行政と、これはどちらに問題があるというようなことは申しませんけれども、行政と農協、何かいろんな制度事業なりがある時には、連携とられて、いろいろされておられるようでございますけれども、どうも、それだけで終わっているんじゃないだろうか、先ほど来、町長、肥後なすを特産品にというようなお話もございましたけれども、やはり、栽培技術等につきましては、農協の指導が勝っているのではないだろうか、やはり、もう少し日頃から農協との連携を持って、農業の振興策に当たるというようなことが、必要ではないかというふうに思いますけれども、町長の答弁をお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 全くそのとおりでございます。私も、1期4年、長を務めまして、できる限り、農協団体さん、また森林組合、畜産、できる限り、お集まりになりまして、いろんな意見交換をやろうということで、毎年必ず行っているところでございます。なかなか、農協さん、いろんな組織、経済団体でございますが、いろんな組織の方とお話をしますと、最終的には、やはりある程度、農協の方でお決めになってからご相談がありますものですから、なかなか、それに対応がうちの方が、行政としての対応が今のところはまだできていないのではないかなと、いろん

な一つを申し上げますならば、トマトは選果場ができました、いや、もう何億かかりましたという話でございます。今回、最近、阿蘇市でございますアスパラをやるということでございました。西原、今現在ないのは、高森・西原・旧蘇陽、西原ありました、西原1件でございました。いろんな割り当てがございまして、選果場をつくろうということで、阿蘇市につくるということでございました。町村割が50万円、あと、生産者割といいますか、莫大なお金でございまして、今回、阿蘇市が80%ぐらいございましたけれども、そういう話がございまして、阿蘇市の方からもそういう要望がございましたが、阿蘇市自体は、ちょっと不可能でしょうと、2億円ぐらい出費せにゃんということで、不可能でしょうという話がありまして、そういうことが、先に、農協の方が悪いわけじゃございませんが、先にそういう制度をやって、戻ってきますものですから、なかなかかみ合わせが、私どもも積極的に農協にもいってやるべきかと思いますが、なかなかそこが今かみ合わせが良くないのも本当、おっしゃるとおりでございますので、私どももできる限り、今後、農協にも顔を出して、やっていこうと思います。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 是非、農協ともやはり友好的な関係の中から、農業振興に是非つなげていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入りたいと思いますが、先ほど来、町長は、少し、お答えになられましたけれども、認定農業者の件について、お伺いをいたしたいと思えます。

ただいま、いろいろと農業振興策について、お答えをいただきました。中山間地、あるいは品目横断、担い手、すべて、認定農家が中心になって進められている施策ではなかろうかというふうに思っております。

そのような中で、やはり、認定農家の、本町における認定農家の位置づけなり、あるいは、今後、期待される役割、また、それを町として、どのような形で、農業振興の中で活かしていこうとお考えなのか、町長、お伺いいたします。お願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 森田議員の方にお答えいたしましたように、担い手対策というのが、重要な課題でございまして、本町の販売農家数を見ますと、平成12年から511戸ございましたが、平成17年度には454戸になりまして、農家数が11%ほど減少いたしております。農家離れが今なおまだ続いているということでござい

ます。離農が増えれば、生産体制の確立が困難になったり、また、耕作地が放棄されるということが増えるわけでございます。いろんな面から考えますと、環境保全の問題等が講じることになるかと思えます。

このような問題を解決していくためには、担い手対策であり、その中心となる方々が認定農業者であろうかと思っております。平成9年に58名認定されまして、現在では、79名の方々が認定をされておりますし、また、法人化された方々が3名ほどおられます。また、徐々に増加をいたしているところでもございます。やはり、認定農家の方々、いろんな制度の利用、また、農家の方が、先ほど申しましたように、地域のリーダーをとっていき、そして農家全体の底上げをしていただく、そういう位置づけは、認定農家の方をお願いをしたいと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） まだ、多くの認定農家の方々が、国・県等のいろんな制度事業を利用すると、利用する中で、メリットを自分なりのメリットを出していくという部分について、まだ理解をなされていないというのが現状ではないだろうかというふうに思います。ですから、なかなか認定農家へなりたがらない、認定を受けない、受けたくないというような方々が、ただし、最近、いろいろな諸事業、諸政策の中で、すべて認定農家でなければ、制度事業なりを受けられないというようなことで、徐々に増えてはおりますけれども、そこら辺の、そういう制度事業を利用して、メリットを出すという情報を、認定農家に伝える、やはり、通り一遍当の資料配付だけで行われておりますので、なかなかそういう理解が認定農家サイドに得られないというのが、状況ではなかろうかと思いますが、行政として、今後、どのような方法で、そういう情報の提供の徹底なりを図っていこうとお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 認定農家につきまして、私の見解もあるんですけども、認定農家と言いますのは、1つは、ある意味、農家を企業化しようと、経営安定を図るために、経費をしっかりと自分達で見つめて、生産額を見つめて、どれだけ収益があるんだというのを、農家が井勘定じゃなくて、しっかりとやるための農家の認定が認定農家だと思っております。

私も、今、町長が言いましたように、農業の基本的な、今後、私達行政として、



どこと相談するんだと言った場合に、どうしても、その基準となるのが、認定農家の方々だと思っております。その農家の方々の集まりの認定農業者の会ですね、これが1つの私達からすれば、さっきの話の続きじゃありませんけれども、農協と行政と農家の連携とかの非常に情報が悪いんじゃないかという話が出ていましたけれども、その、私は行政は行政、農協は農協、農家は農家というふうに、それぞれ立場が違うと思います。その中で、行政は何をやっていくんだということで、私は、その認定農業者の会が基本的には、認定農家の中心をなすものだと思っております。

今、おっしゃったみたいに、私も認定農家制度、ちょっと最近、勉強したばかりで、どうこう、非常に言いづらいんですけども、この認定農家制度というのは、本当に将来の5カ年計画とか、本当にしっかりつくっていけば、本当に農業経営が安定する、ここにこういう無駄な経費がいていたから、こういうのをカットして、こういうふうな作物をこのくらいの価格で販売していけば、うちの農業はこういうふうな経緯で収入が得られるというのを本当にやっていけばわかると思います。だろうと思います。

私もそういうふうに、この認定農家制度というのは、非常に大事な制度だと思っております。今までだったら、単純に、何かの資金を借りるために、認定農家になっとかなんけん、なっとかと、そういう考え方じゃなくて、本当にそういうことをやって、自分の経営の安定を図るということのために、広報活動につきましては、認定農業者の会もそうですけども、農業委員会さんですね、のメンバーの方とも話し合っって、認定農家を増やしていくという広報活動をやりたいと思います。

それから、もう1つは、そういう農家が集まったところで、認定農業者はという、簡単な説明会ですかね、という広報活動はやっていこうと思っております。

それから、私達も今度の目標を上げているんですけど、79名をできれば、1、2年で100名程度には、目標数値ですけども、100名程度は上げたいと、21名ですから、かなり難しいんですけども、そういうふうに、認定農業者になられている方もそういうふうに意識改革をしてもらって、宣伝してもらいたいし、私達もそういうふうに、本当に認定農業者制度というのは、本当に考えれば、ものすごくいい制度だなど思っていますので、今後、そういう機会があれば、そういうところでは、必ず、広報していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 認定農家の重要性というのは、今、お伺いをいたしましたけれども、認定農家に、町農業振興の一翼を担ってもらおうというような期待感があるようでございますので、町独自の認定農家へのメリット策というのがございましたら、お考えがございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 大きなメリット策がどうかというのは、はっきり言って、特にございませぬ。認定農業者の会に30万円の助成です、担い手育成の補助事業で、一応研修等のために50万円と、それで、認定農業者の会で、簿記講座とか、いろいろやられております。今後、財政がないからできないということじゃなくて、経営安定を図るために、認定農業者の方と私達とどういうやり方ができるかというのを話し合っていきたいと、財政がなくても、例えば、経営安定を図るために、土地の集積、そういうのとかをどういう方向でやれるかというのを進めていきたいと思っています。

それから、担い手育成、すみません、正式名称をちょっと忘れたんですが、担い手育成協議会というのがございます。これには、指導チームと言いまして、かなり技術的専門の普及所等が入っている専門のチームがございます。ここの担い手育成協議会を動かしまして、そういう認定農家の方がもうちょっと専門的に勉強したいとか、そういう意向をとらえまして、そういう専門の技術の人と協議しながら、例えば、作物転換を図る時には、そういう作物転換の協議とか、私が具体的にたくさんあるわけじゃないんですけども、ハード面というよりも、ソフト面でそういうふうに認定農業者の方ともう少しいろんな話し合いをしながら、どういうことができるんだというのを、私は今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 重複するような質問でございますけれども、同じ質問を町長、よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、課長が申しましたように、いろんな認定農業者の会との連帯をもちろん図るわけでございます。今、79名でございますが、100名程度というふうに、今、課長が申しましたとおりでございます。また、さらなる経営安定のために、ひとつ法人化を推進していこうと、そのようにも思っておりますし、農業委員会、今、町にも農業委員会がございます。そういう農業委員会、また、農協

との意見交換会等をやりながら、農業政策へ反映をしていきたいと思っておりますし、また、できる限り、認定農業者の方々の研修等にも側面から応援をしてまいりたいと、ただ、いろんな認定農業者の中にもいろんな作物の内容が畜産の方であれ、たばこの方であれ、トマトであれ、イチゴであれと、いろんな種目がございます。なかなか、一概にこれというのは、難しい部分があるかと思いますが、できる限り、そういうものを考慮しながら、そういう研修等にもできる限り、ご案内を申し上げて、認定農家の方々が、経営安定ができるような、そのような制度を持っていこうと、また、今後ともこういう1つの国の制度、県の制度、いろんな制度につきましては、利用する認定農家の方々に多く発信をし、そして、今後とも啓発に努めてまいろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） ただいま、認定農家に件につきまして、大分ご質問させていただきましたけれども、本町の議会議員さんの中にも、多くの認定農家がおられます。私もその一人でございますけれども、これから一丸となって、町の農業振興のために努力をしてまいりたいというふうに思っております。

私は、本日、農業振興策について、いろいろ質問をさせていただきましたけれども、私は、農家の所得の向上が図られることによって、商工業なり、あるいは、観光業への波及効果が大きいというふうに考えられるからであります。これからも、議会10名一丸となりまして、町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりのために、努力を重ねてまいる所存でございますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。申し上げるところでございます。どうもありがとうございました。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会をします。また、本日、傍聴されました傍聴者の皆様方には、大変お疲れでした。今後とも議会の活動に注意深く見守り、このような傍聴を今後ますますしていただきますよう、心からお願いを申し上げまして、これもちまして、散会いたします。お疲れさまでした。今後ともよろしくお願いいたします。

-----○-----

散会 午後0時20分

6 月 2 8 日 (木)

(第 3 日)

## 平成19年第2回高森町議会定例会（第3号）

平成19年6月28日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

#### 開議宣告

- 日程第1 農業委員の推薦について
- 日程第2 阿蘇山測候所の存続を求める意見書について
- 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について
- 日程第4 特別委員長報告について
- 日程第5 議員派遣の件について
- 日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- |     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 立山広滋君 | 2 番  | 森田勝君  |
| 3 番 | 田上更生君 | 4 番  | 甲斐直三君 |
| 5 番 | 甲斐廣國君 | 6 番  | 後藤和昭君 |
| 7 番 | 甲斐正一君 | 8 番  | 相馬俊行君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（14名）

- |           |        |         |       |
|-----------|--------|---------|-------|
| 町 長       | 藤本正一君  | 教 育 長   | 渡邊哲郎君 |
| 総務課長      | 岩下健治君  | 住民福祉課長  | 佐伯秀和君 |
| 税務課長      | 桐原一紀君  | 産業観光課長  | 後藤正三君 |
| 建設課長      | 瀬井公吉郎君 | 会 計 課 長 | 佐伯実範君 |
| 教育委員会事務局長 | 色見隆夫君  | 総務課長補佐  | 村上源喜君 |
| 住民福祉課長補佐  | 長尾和博君  | 税務課長補佐  | 後藤秀希君 |
| 産業観光課長補佐  | 甲斐敏文君  | 建設課長補佐  | 後藤和幸君 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古澤建生君 議会事務局係長 古庄良一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 農業委員の推薦の件

○議長（三森義高君） 日程第1 農業委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員は1人とし、甲斐正一君を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は1人とし、甲斐正一君を推薦することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第2 意見案第2号 阿蘇山測候所の存続を求める意見書について

○議長（三森義高君） 日程第2 意見案第2号、阿蘇山測候所の存続を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） おはようございます。1番 立山です。

提出者を代表いたしまして、阿蘇山測候所の存続を求める意見書について、趣旨説明を行います。

気象庁は、平成18年度から5年間で現存する全国46カ所の測候所を原則廃止する方針を打ち出し、6月30日に政府方針として決定されました。

この決定により、阿蘇山測候所も廃止が検討されているものと聞いています。

阿蘇山測候所は、1931年（昭和6年）に開設され、気象観測だけでなく、24時間体制で、中岳第一火口の火山活動を監視し、原則として週1回現地観測が実

施されています。

このように、阿蘇山測候所は、阿蘇山の観測拠点として、また、気象庁から発表される火山情報をより詳細に解説し、提供する地元密着型の火山防災情報拠点として、極めて重要な役割を担っており、周辺自治体にとって、防災対策上、欠くことのできない存在であります。

気象庁は、測候所の原則廃止に当たっては、活動が活発な火山の監視業務、高層気象の観測・監視業務等の無人化が困難な業務については、現地または近隣の地方气象台等において、継続して実施する方針も示しています。

仮に阿蘇山測候所が廃止されれば、福岡管区气象台や熊本地方气象台がその対応を行うことになり、参集に1時間以上はかかり、初動体制の遅れが危惧されます。

したがって、日本有数の活火山である阿蘇山と共生し、火山災害をはじめとする自然災害から住民の生命と財産を守る使命を担っている周辺自治体にとって、阿蘇山測候所の廃止は、地域防災体制の弱体化にほかなりません。

このような実情に鑑み、阿蘇山測候所の存続について、強く要望し、趣旨説明いたします。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、意見案第2号、阿蘇山測候所の存続を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（三森義高君） 日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決を議題とします。

-----○-----



**議案第 29 号 財産の無償譲渡について**

○議長（三森義高君） 議案第 29 号、財産の無償譲渡については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4 番 甲斐でございます。

総務常任委員会に付託されました議案第 29 号、財産の無償譲渡については、6 月 21 日午前 10 時から、また、6 月 26 日午後 1 時 30 分から、第 3・4 委員会室において、総務課より岩下課長、村上課長補佐、甲斐財産管理係長、沼田総務係長、岩下財政係長、広木企画係長の出席を求めまして、協議の結果、建物の解体を実施する際の対処策として、高森町公共的施設整備事業補助金交付規則に基づく、その他、公共的施設整備事業のうち、町長が特に必要と認めた事業として、適用することとし、実施事業の 3 割を上限として、補助することの説明を受け、慎重に審議をした結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

なお、今後の方向性として、地域と町が連携し、地域づくり、まちづくりの観点から地域の活性化を図っていくことが重要であるという認識に立ち、活動されることを期待し、報告といたします。

以上です。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号、財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第 30 号 高森町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について**

○議長（三森義高君） 議案第30号、高森町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第30号、高森町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定については、6月22日午前10時から、第3・4委員会室において、委員全員出席、住民福祉課より、佐伯課長、長尾課長補佐他各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号、高森町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第31号 高森町土地開発基金条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第31号、高森町土地開発基金条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第31号、高森町土地開発基金条例の一部改正については、6月21日午前10時から、第3・4委員会室において、総務課

より岩下課長、村上課長補佐、及び各関係係長に出席を求め、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

以上、報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号、高森町土地開発基金条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第32号 高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正について

- 議長（三森義高君） 議案第32号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第32号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正については、6月22日午前10時から、第3・4委員会室において、委員全員出席、住民福祉課より、佐伯課長、長尾課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

以上、報告終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第33号 高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について**

○議長（三森義高君） 議案第33号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第33号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正については、6月22日午前10時から、第3・4委員会室において、委員全員出席、住民福祉課より、佐伯課長、長尾課長補佐他各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号、高森町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第34号 高森町身体障害者福祉年金支給に関する条例の廃止について**

○議長（三森義高君） 議案第34号、高森町身体障害者福祉年金支給に関する条例の廃止については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第34号、高森町身体障害者福祉年金支給に関する条例の廃止については、6月22日午前10時から、第3・4委員会室において、委員全員出席、住民福祉課より、佐伯課長、長尾課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号、高森町身体障害者福祉年金支給に関する条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第35号 平成19年度高森町一般会計補正予算について**

○議長（三森義高君） 議案第35号、平成19年度高森町一般会計補正予算について

は、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐直三です。

総務常任委員会に付託されました議案第35号、平成19年度高森町一般会計補正予算については、6月21日午前10時から、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、総務課より岩下課長、村上課長補佐、各係長に出席を求め、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第35号、平成19年度高森町一般会計補正予算について、6月22日午前10時から、第3・4委員会室において、委員全員出席、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐他各係長長に出席を求め、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

また、同じく、午前11時45分から、第3・4委員会室において、教育委員会より渡邊教育長、色見教育委員会事務局長及び各係長に出席を求め、詳細にわたり説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第35号、平成19年度高森町一般会計補正予算について、6月25日午前10時から、第3・4委員会室において、産業観光課より後藤課長、甲斐課長補佐及び各係長に出席を求め、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

また、同じく、午前11時10分から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号、平成19年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第36号 平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について**

○議長（三森義高君） 議案第36号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第36号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、6月22日午前10時から、第3・4委員会室において、委員全員出席、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐他各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号、平成19年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第37号 平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第37号、平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第37号、平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算については、6月22日午前10時から、第3・4委員会室において、委員全員出席、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐他各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号、平成19年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第38号 平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第38号、平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算



については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第38号、平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算については、6月22日午前10時から、第3・4委員会室において、委員全員出席、住民福祉課より佐伯課長、長尾課長補佐他各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号、平成19年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第39号 平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第39号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番 田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第39号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、6月25日午前11時10分から、第3・4委員会室において、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、

慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号、平成19年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第40号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第40号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番 甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第40号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、6月22日午前10時から、第3・4委員会室において、委員全員出席、住民福祉課より、佐伯課長、長尾課長補佐他各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 特別委員長報告について

○議長（三森義高君） 日程第4 特別委員長報告についてを議題といたします。

議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 甲斐直三君。

○議会広報特別委員長（甲斐直三君） 4番 甲斐直三です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会につきましては、6月18日、26日に開催いたし、今後の議会誌づくりについて、検討を行いました。この結果、改選後の初めての広報誌づくりとなりますが、予定としましては、6月定例議会はもちろんのこととして、新議員の研修及び誘致企業の青山製作所本社工場の視察研修などの報告を中心に紙面づくりを行うこととしております。

議会の広報の役割は、議会や行政に関する情報を町民へいかにわかりやすく伝えるかにあると思います。住民への身近な広報誌として発行するために、議員各位、また、執行部の各位のご協力をお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（三森義高君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第5 議員派遣の件について

○議長（三森義高君） 日程第5 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（三森義高君） 日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで、本日の日程は全部終了しました。

私から、一言、お礼を申し上げたいと思います。

20日から開かれました定例会は、本日まで長期にわたり、開催されたわけでございます。本年度におきましては、今までかつてない機構改革の中での初の定例会ということで、大変心配をいたしましたけれども、各職員の皆さん方のご努力により、無事滞りなく、今日の最終日を迎えられることに対し、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

また、議員各位におかれましては、統一地方選後の初の定例会ということで、今日を迎えられまして、大変緊張の中での会期ではなかったろうかと思っております。今後に向けましても、高森町が各町内はもとより、町外からも一心に目を向けていただけるようなまちづくりに、今後、町執行部と議会と共に、まちづくりのためにがんばっていただきますよう、心から祈念を申し上げ、本日の会のあいさつにいたしましたと思います。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで、会議を閉じます。

平成19年第2回高森町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後0時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成19年第2回定例会

平成19年6月発行

発行人 高森町議会議長 三森義高  
編集人 高森町議会事務局長 古澤建生  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111